

第411回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和7年11月17日（月）
14:00～15:00

場 所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) 海区漁場計画の変更について（諮問）
- (2) 資源管理方針の変更について（諮問）
- (3) まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- (4) 全国海区漁業調整委員会連合会における国への要望事項について（報告）
- (5) その他

5 その他



7 水産第 182072 号
令和 7 年 11 月 17 日

香川海区漁業調整委員会
会長 北尾 登史郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

海区漁場計画の変更について（諮問）

このことについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 64 条第 4 項及び第 86 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 免許の内容となる事項

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| (1) 漁場の位置及び区域 | 別添漁場計画のとおり |
| (2) 漁業の種類 | 別添漁場計画のとおり |
| (3) 漁業の名称及び時期 | 別添漁場計画のとおり |
| (4) 存続期間 | 2 存続期間のとおり |
| (5) 区画漁業権については、
個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別添漁場計画のとおり |
| (6) 団体漁業権については、
その関係地区 | 別添漁場計画のとおり |

2 存続期間

- (1) 第一種区画漁業のうち藻類養殖業
令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
- (2) 藻類養殖業を除く第一種区画漁業
令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで

3 条件 別添漁場計画のとおり

4 保全沿岸漁場 なし

海区漁場計画の変更（案）

令和5年6月30日付けで、香川県ホームページ上に公示した海区漁場計画（海区漁場公示第1号）に、次の区画漁業権に係る事項を追加する。

計画番号 区第1号 (のり、あおのり、その他藻類)

(現 区第18号)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

点の位置

基点A 二本木ガラモ鼻

// B さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

// C 大井峠

// D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

(北緯34度20分48.263秒、東経134度11分55.962秒の点)

// E 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

(北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点)

// F さぬき市小串崎北端

// G 土庄町戸形崎

// H 土庄町大深山高頂 (227メートル)

// I 新開漁港埋立地北端

(北緯34度20分40.499秒、東経134度12分11.088秒の点)

// J 白方大水門東端

(北緯34度20分37.084秒、東経134度11分49.533秒の点)

// K 白方漁港南防波堤突端

(北緯34度20分42.065秒、東経134度11分33.65秒の点)

// L 白方漁港北防波堤突端

(北緯34度20分43.428秒、東経134度11分32.79秒の点)

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

// ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

(北緯34度21分12秒、東経134度12分16秒の点)

// ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度21分0秒、東経134度11分50秒の点)

// ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

// ホ ロからC見通し線上ロから250メートルのところ

(北緯34度21分4秒、東経134度12分19秒の点)

// ヘ ハからD見通し線上ハから250メートルのところ

(北緯34度20分53秒、東経134度11分54秒の点)

// ト Jから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

(北緯34度20分38.764秒、東経134度11分54.037秒の点)

漁場の区域 イロ、ロハ、ハヘ、ヘホ、ホI、トJ、KL、Eハ、ハニ、ニイの10直線とIト、JK、LE間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄

区第1号



計画番号 区第2号（わかめ、のり、あおのり、その他藻類）

（現 区第19号）

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄白方地先

点の位置

基点A 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

〃 B 白方十字岩

〃 C 小串高頂

〃 D さぬき市猿子島高頂

〃 E 小串崎北端

〃 F 二本木ガラモ鼻

〃 G さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

〃 H バベギ鼻

〃 I 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

〃 J 土庄町戸形崎

点 イ AからG見通し線上Aから50メートルのところ
（北緯34度20分51秒、東経134度11分30秒の点）

〃 ロ BからH見通し線上Bから50メートルのところ
（北緯34度20分56秒、東経134度11分29秒の点）

〃 ハ CからD見通し延長線とEからF見通し線との交差点
（北緯34度21分14秒、東経134度11分12秒の点）

〃 ニ EからF見通し線とIからJ見通し線との交差点
（北緯34度21分21秒、東経134度11分41秒の点）

〃 ホ AからG見通し線とIからJ見通し線との交差点
（北緯34度21分0秒、東経134度11分50秒の点）

漁場の区域 ニホ、ホイ、イロ、ロハ、ハニの5直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

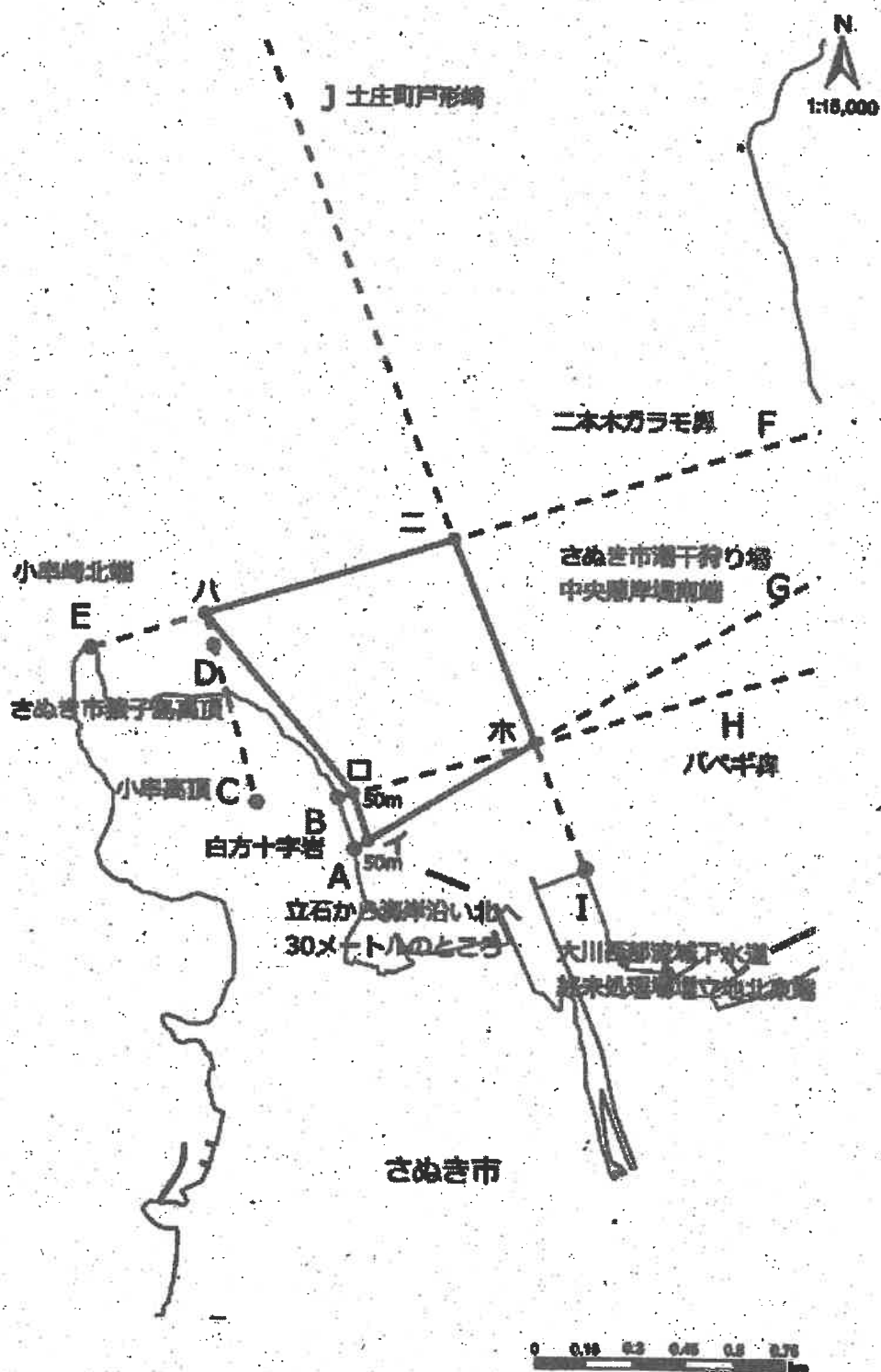
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄



計画番号 区第3号 (かき、あさり)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄穴子地先

点の位置

基点A ヒョウタンゴ鼻北端

〃 B 穴子海岸北西端

〃 C 穴子中央三差路

〃 D 穴子水門北防砂堤突端

〃 E 高松市牟礼港赤灯台

点 イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点

〃 ロ BからA見通し線上Bから50メートルのところ
(北緯34度20分45秒、東経134度11分6秒の点)

〃 ハ ホからニ見通し延長線とホからイ見通し線と平行にロから東に見通した線との交差点
(北緯34度20分45秒、東経134度11分13秒の点)

〃 ニ CからE見通し線上Cから50メートルのところ
(北緯34度20分39秒、東経134度11分13秒の点)

〃 ホ DからE見通し線上Dから20メートルのところ
(北緯34度20分37秒、東経134度11分13秒の点)

漁場の区域 Bロ、ロハ、ハホ、ホイ、イAの5直線とAB間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

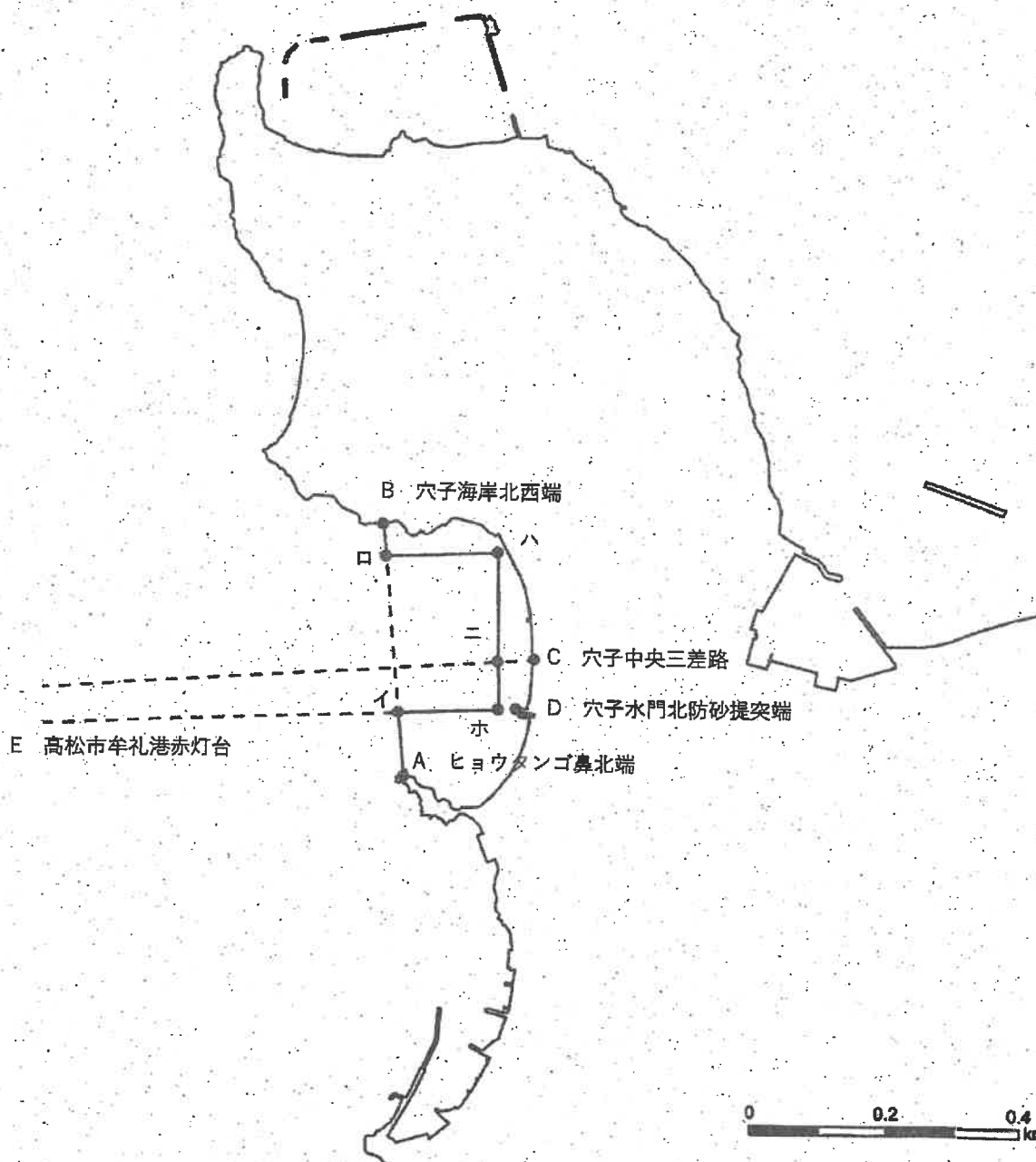
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄

区第3号



計画番号 区第4号（ぶり類、まだい、その他魚類）

（現 区第419号）

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖地先

点の位置

基点A 小串崎北端

〃 B 高松市牟礼港赤灯台

〃 C 土庄町大深山高頂（227メートル）

〃 D 土庄町高見山高頂（153メートル）

〃 E イモクイ

〃 F 二本木鼻

〃 G 大井峠

〃 H 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西角から護岸沿い東へ33メートルのところ

点 イ ホからF見通し線とHからD見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とHからD見通し線との交差点
（北緯34度21分44秒、東経134度11分43秒の点）

〃 ハ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点
（北緯34度21分53秒、東経134度12分1秒の点）

〃 ニ ホからF見通し線とGからC見通し線との交差点

〃 ホ AからD見通し線上Aから150メートルのところ
（北緯34度21分15秒、東経134度10分58秒の点）

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月15日から翌年2月末日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

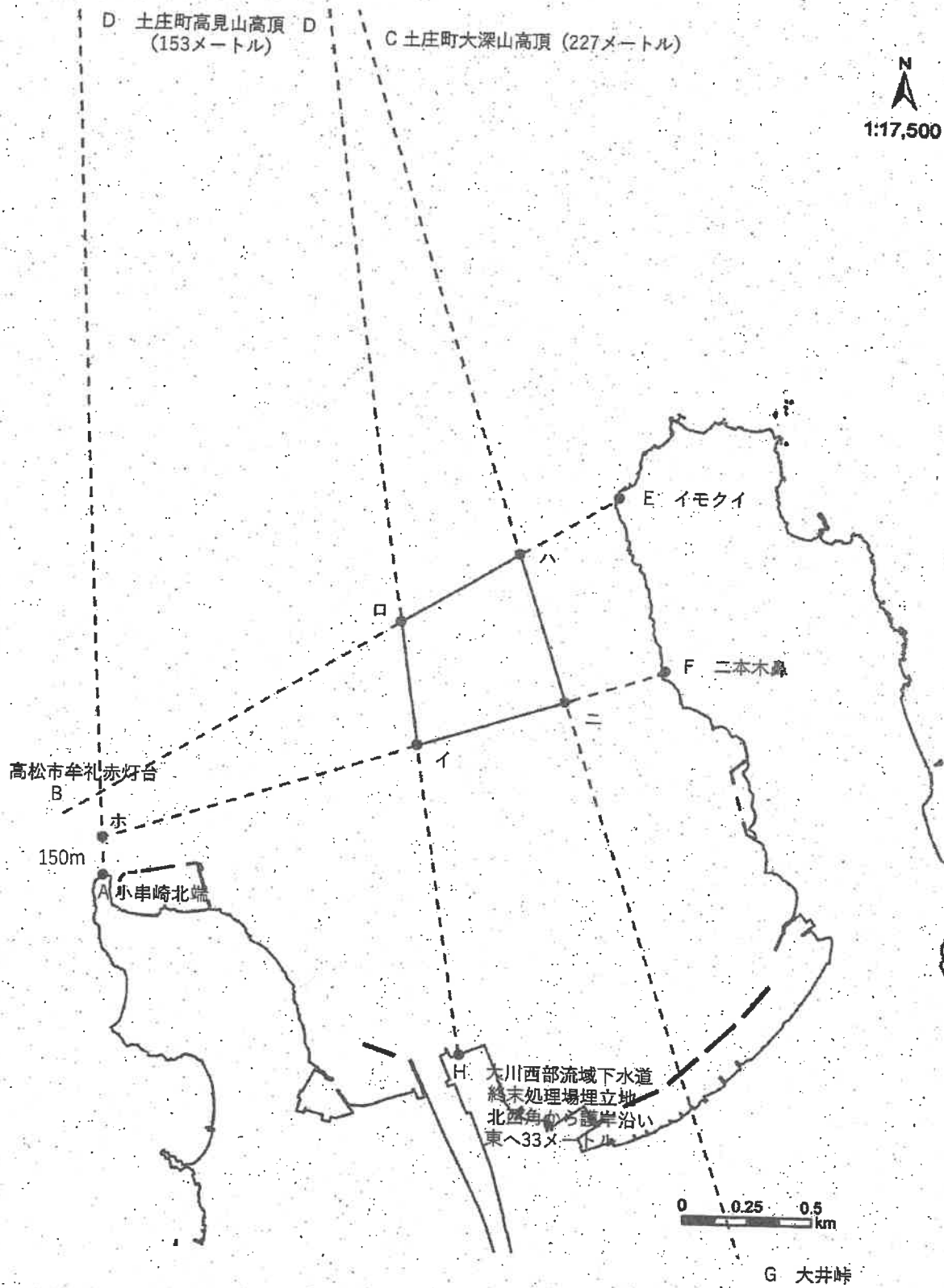
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 さぬき市鴨庄

区第4号



計画番号 区第5号 (かき、あさり)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町小部地先

点の位置

基 点 基点A 小島西端

// B シルバービーチ西砂止突端

// C 小部漁港2号導流堤西側突端

// D 小部漁港5号防砂堤西側突端(東側左岸突端)

// E 小部漁港1号防波堤基部

// F 小島北端

点 イ AからB見通し線上AからBへ214メートルのところ
(北緯34度32分58秒、東経134度17分49秒の点)

// ロ EからF見通し線上FからEへ317メートルのところ
(北緯34度33分5秒、東経134度18分7秒の点)

// ハ Dからイ見通し線とCからロ見通し線との交差点
(北緯34度32分57秒、東経134度18分7秒の点)

漁場の区域 Aイ、イハ、ハロ、ロFの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

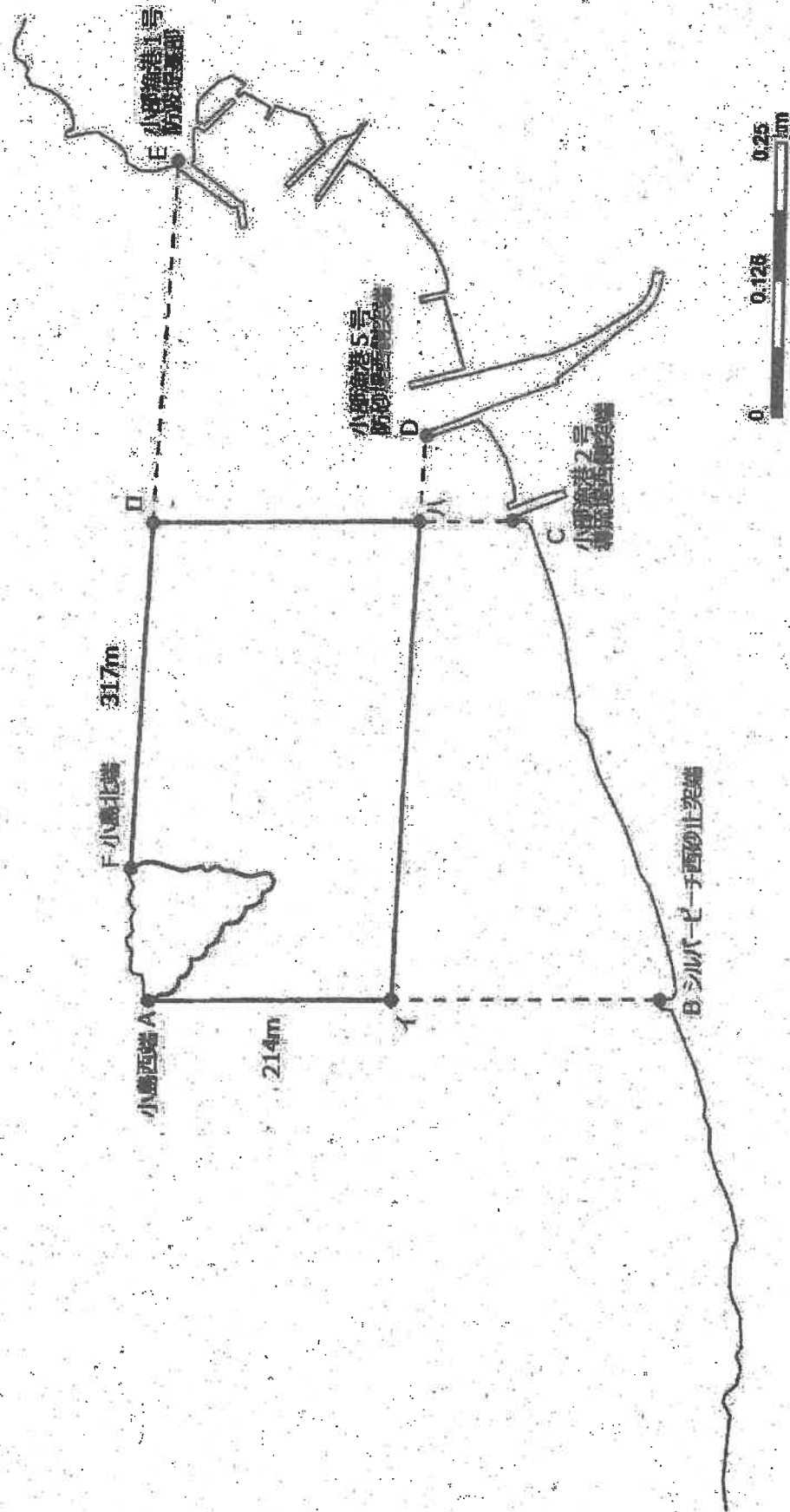
イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町大部



1:5,000



計画番号 区第6号 (かき、あさり)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町大部中藻沖

点の位置

基 点 基点A 高良鼻西端

〃 B 大島南端

〃 C 桂川東岸北角

〃 D ウノ石

〃 E 小島北端

〃 F 中ノ島高頂

点 イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点
(北緯34度33分15秒、東経134度16分50秒の点)

〃 ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点
(北緯34度33分13秒、東経134度17分0秒の点)

〃 ハ DからC見通し線上ロからCへ300メートルのところ
(北緯34度33分3秒、東経134度17分0秒の点)

〃 ニ AからB見通し線上イからAへ314メートルのところ
(北緯34度33分6秒、東経134度16分44秒の点)

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

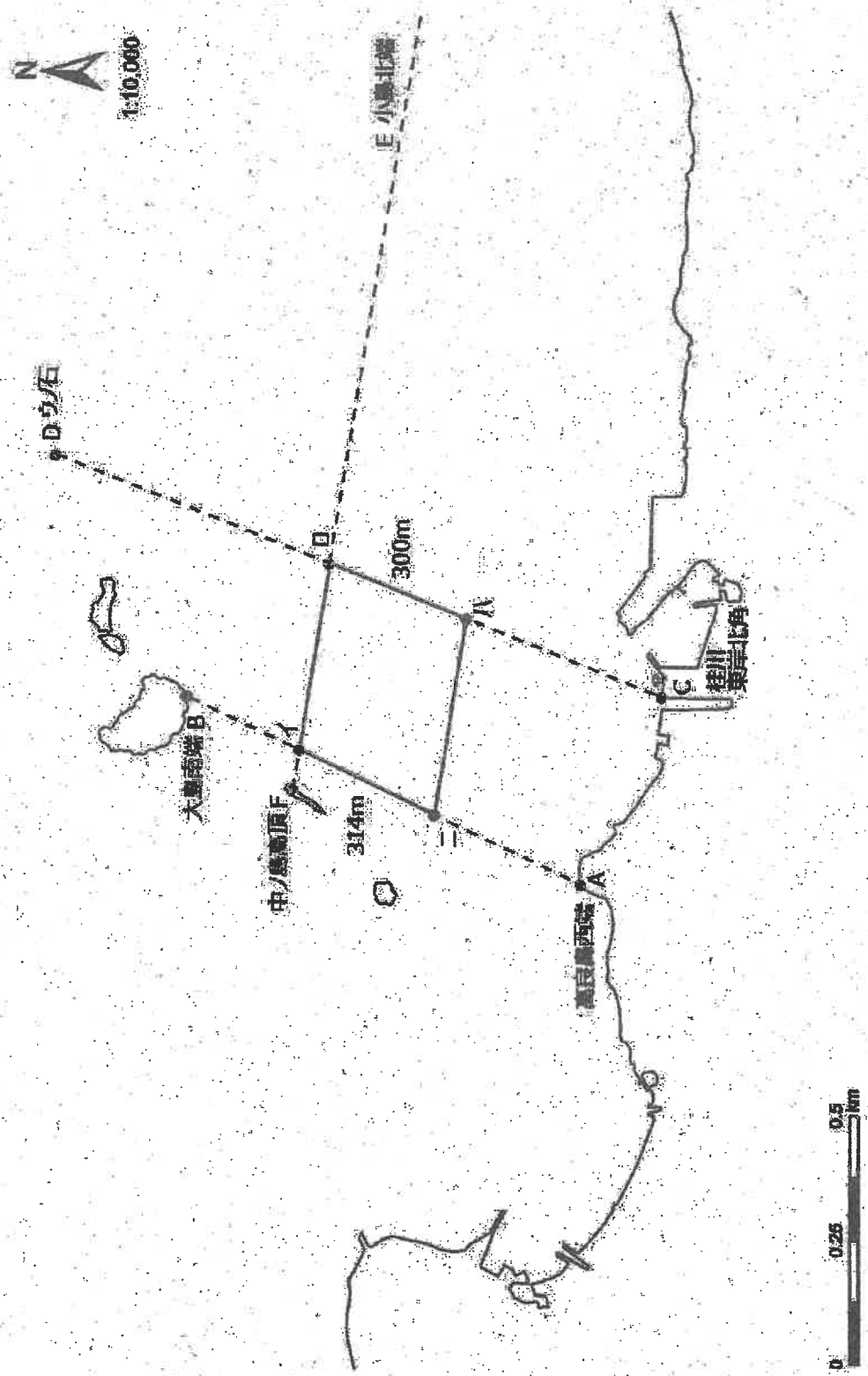
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町大部

区第6号



計画番号 区第7号 (かき、あさり)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦地先

点の位置

基 点 基点A 家浦港外一文字防波堤南東角

〃 B 家浦港外一文字防波堤南東角から100メートルのところ

点 イ AからB見通し線と直角にAから南に50メートルのところ
(北緯34度29分30秒、東経134度3分42秒の点)

〃 ロ AからB見通し線と直角にBから南に50メートルのところ
(北緯34度29分29秒、東経134度3分38秒の点)

〃 ハ AからB見通し線と直角にBから南に20メートルのところ
(北緯34度29分30秒、東経134度3分38秒の点)

〃 ニ AからB見通し線と直角にAから南に20メートルのところ
(北緯34度29分31秒、東経134度3分41秒の点)

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

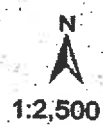
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

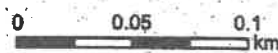
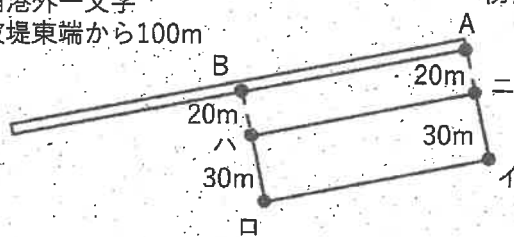
6 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

区第7号



家浦港外一文字
防波堤東端から100m

家浦港外一文字
防波堤東端



計画番号 区第8号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小江地先

イ 点の位置

基 点 A 沖之島灯台

B 沖之島西南端

ウ 漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

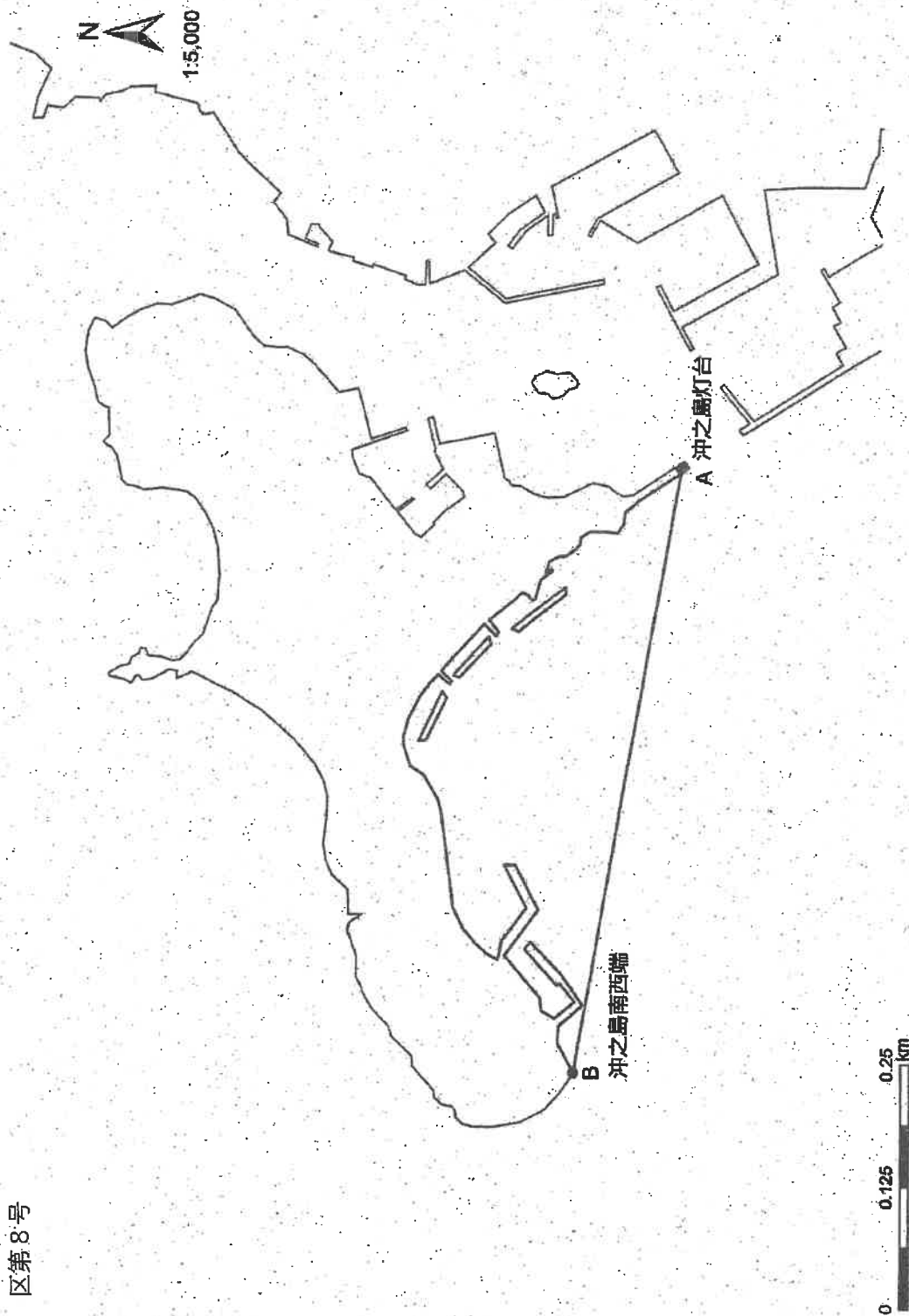
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町小江

区第8号



計画番号 区第9号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末地先

イ 点の位置

基 点 A 室崎南端

B 土庄港入口灯浮標

C 皇踏山高頂

点 イ BからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
(北緯34度29分48秒、東経134度10分11秒の点)

ウ 漁場の区域 AB、Bイの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

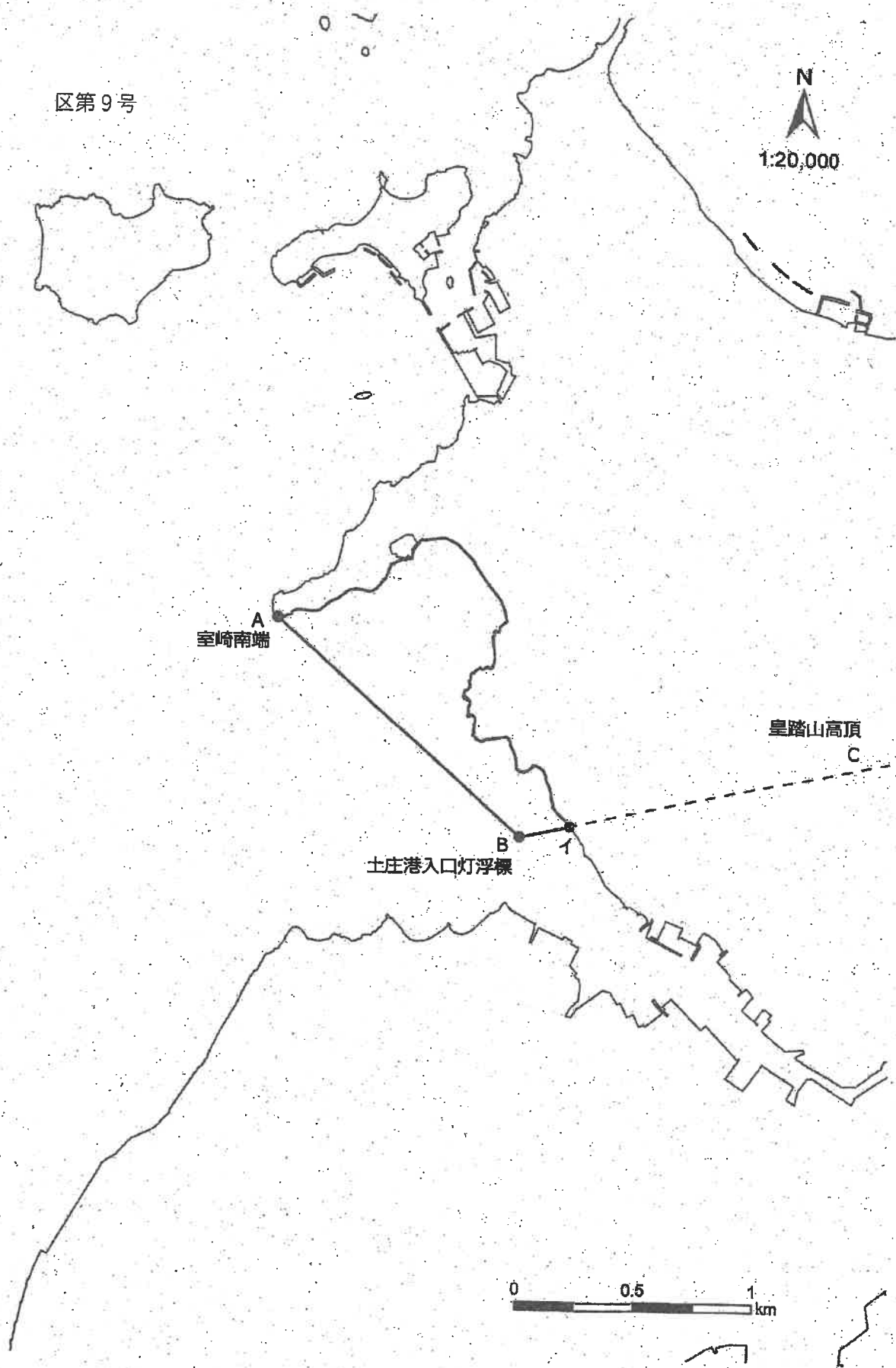
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末



計画番号 区第10号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦小島地先

イ 点の位置

基 点 A 屋形崎北端

B 小島北端

C 小海漁港2号防波堤突端

D 北浦港南突堤基部

点 イ AからB見通し線上AからBへ600メートルのところ
(北緯34度31分55秒、東経134度13分43秒の点)

ロ AからB見通し線上イからBへ300メートルのところ
(北緯34度32分0秒、東経134度13分53秒の点)

ハ AからC見通し線上AからCへ630メートルのところ
(北緯34度31分50秒、東経134度13分46秒の点)

ニ AからD見通し線上AからDへ920メートルのところ
(北緯34度31分55秒、東経134度13分57秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

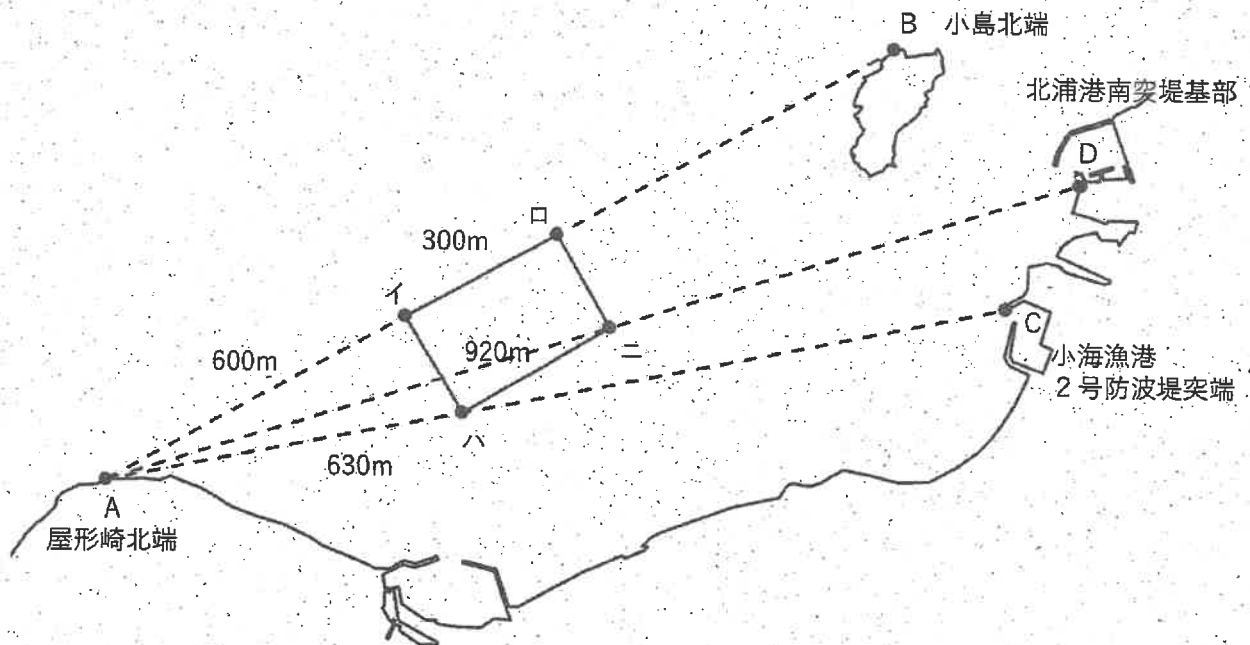
イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町馬越、屋形崎、見目、小海

区第10号

N
1:10,000



計画番号 区第11号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦元目地先

イ 点の位置

基 点 A 早崎北端

B 屋形崎北端

C 元目漁港1号防波堤突端

D 岡山県瀬戸内市前島女松山高頂

E 馬越港西護岸基部

- 点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
(北緯34度31分25秒、東経134度12分2秒の点)
- ロ AからB見通し線上イからBへ450メートルのところ
(北緯34度31分29秒、東経134度12分19秒の点)
- ハ DからC見通し線上イからCへ200メートルのところ
(北緯34度31分19秒、東経134度12分5秒の点)
- ニ ロからE見通し線上ロからEへ200メートルのところ
(北緯34度31分23秒、東経134度12分22秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

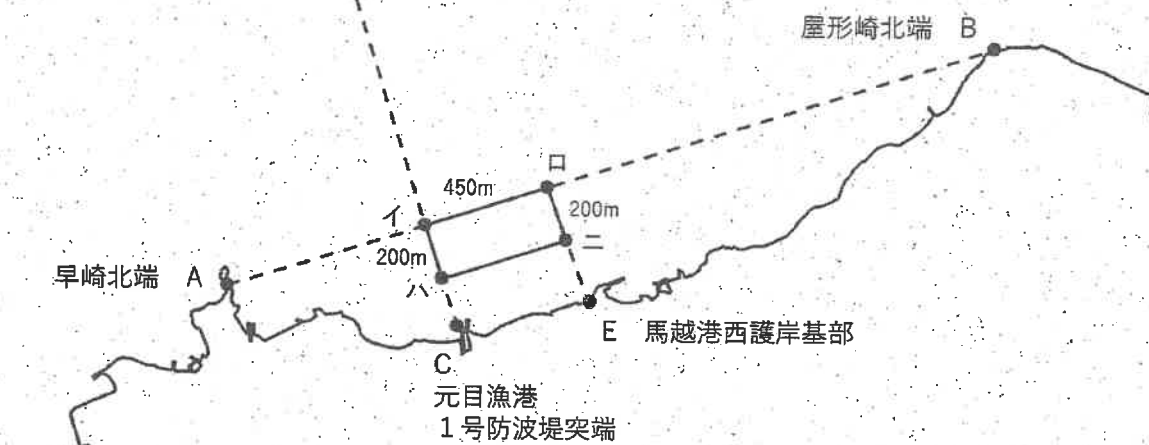
ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡土庄町馬越、屋形崎、見目、小海

区第11号

D 岡山県瀬戸内市前島女松山高頂

N
1:20,000



0 0.25 0.5 1 km

計画番号 区第12号 (かき)

(現 区第55号)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦地先

イ 点の位置

基 点 A 田浦漁港第三護岸北側から護岸沿い南東へ10メートルのところ

B 田浦中ノ鼻

ウ 漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

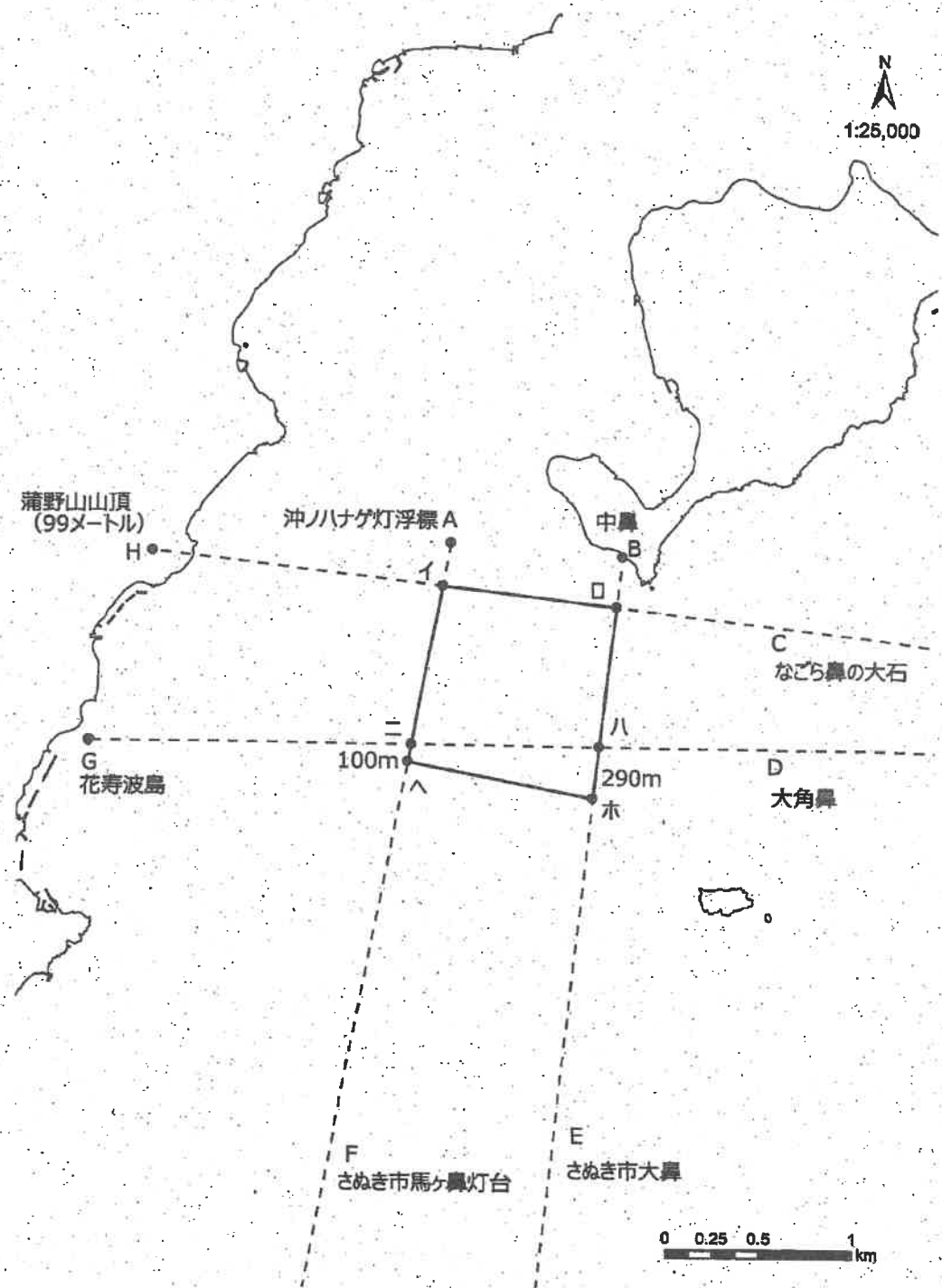
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽、堀越、田浦、西村

区第12号



計画番号 区第13号 (のり)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦南地先

イ 点の位置

基 点 A 沖ノハナゲ灯浮標

B 中鼻

C なごら鼻の大石

D 大角鼻

E さぬき市大鼻

F さぬき市馬ヶ鼻灯台

G 小豆島町花寿波島

H 小豆島町蒲野山山頂 (99メートル)

点 イ AからF見通し線とHからC見通し線との交差点
(北緯34度26分30秒、東経134度16分19秒の点)

ロ BからE見通し線とHからC見通し線との交差点
(北緯34度26分26秒、東経134度16分56秒の点)

ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

ホ BからE見通し線上ハからEへ290メートルのところ
(北緯34度25分51秒、東経134度16分51秒の点)

ヘ AからF見通し線上ニからFへ100メートルのところ
(北緯34度25分58秒、東経134度16分11秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホヘ、ヘイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

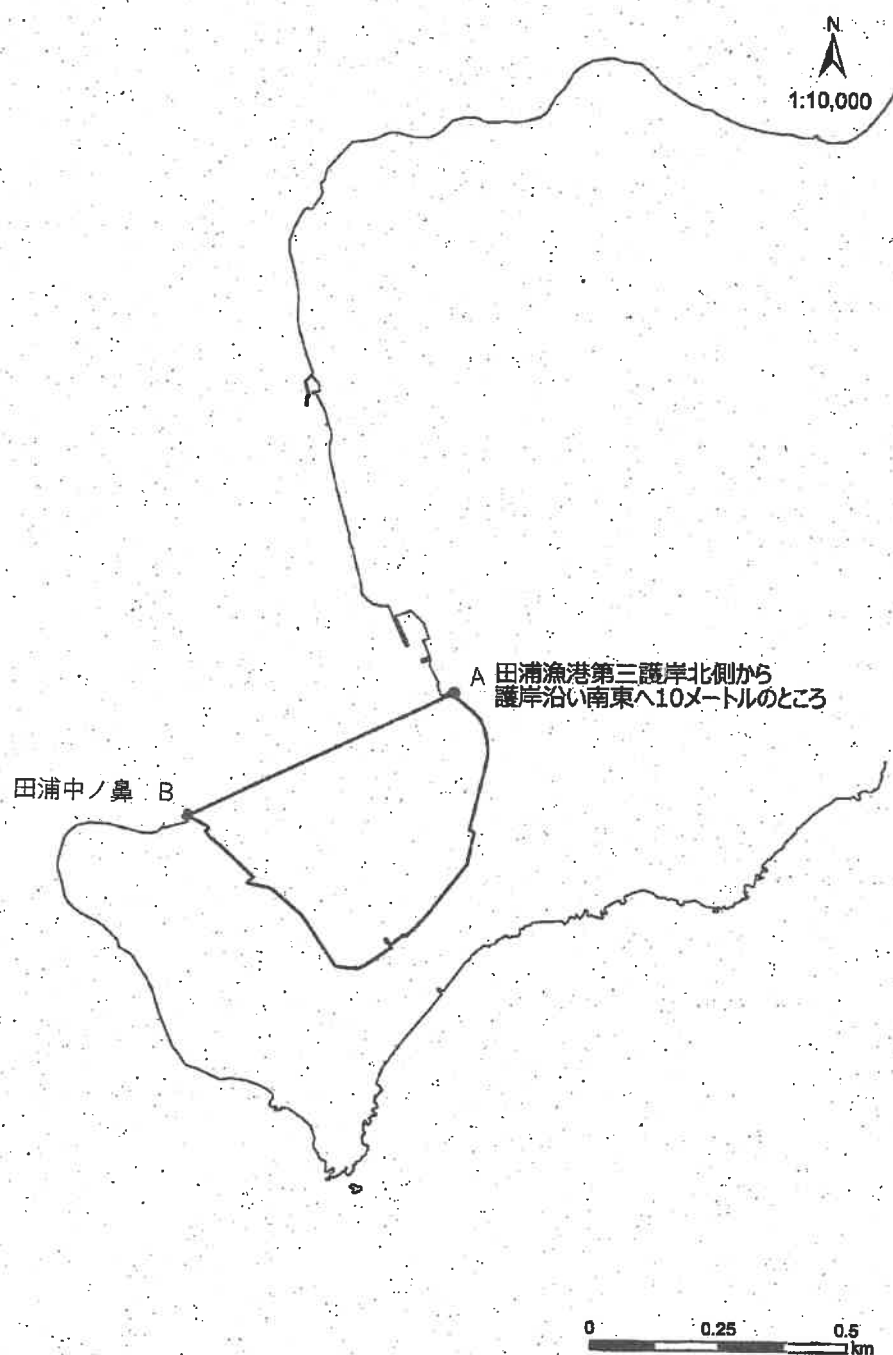
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽、堀越、田浦、西村

区第13号



計画番号 区第14号(かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町富士漁港西地先

イ 点の位置

基 点 A 長者鼻高頂

B 崩鼻西北端

C 富士漁港西防波堤突端

D 神浦墓地南端

点 イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

(北緯34度26分12秒、東経134度13分36秒の点)

ロ AからB見通し線上イから200メートルのところ

(北緯34度26分6秒、東経134度13分35秒の点)

ハ CからD見通し線上Cから130メートルのところ

(北緯34度26分11秒、東経134度14分10秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

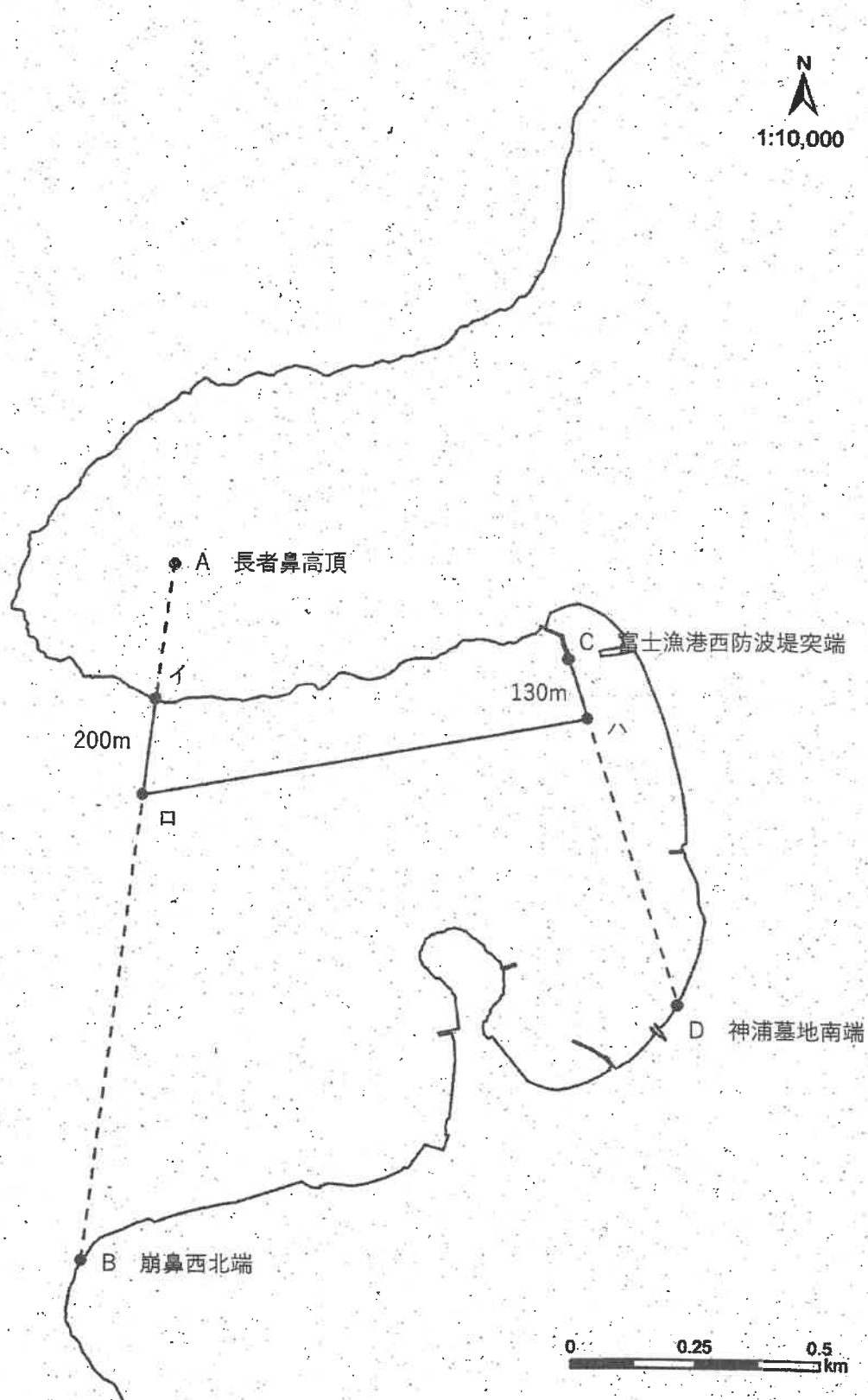
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦



計画番号 区第15号(かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町権現崎東地先

イ 点の位置

基 点 A 権現崎北東端

B 三都港1号防砂堤突端

C 三都港2号防波堤突端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ
(北緯34度25分57秒、東経134度14分1秒の点)

ロ CからB見通し線上Cから50メートルのところ
(北緯34度25分55秒、東経134度14分6秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

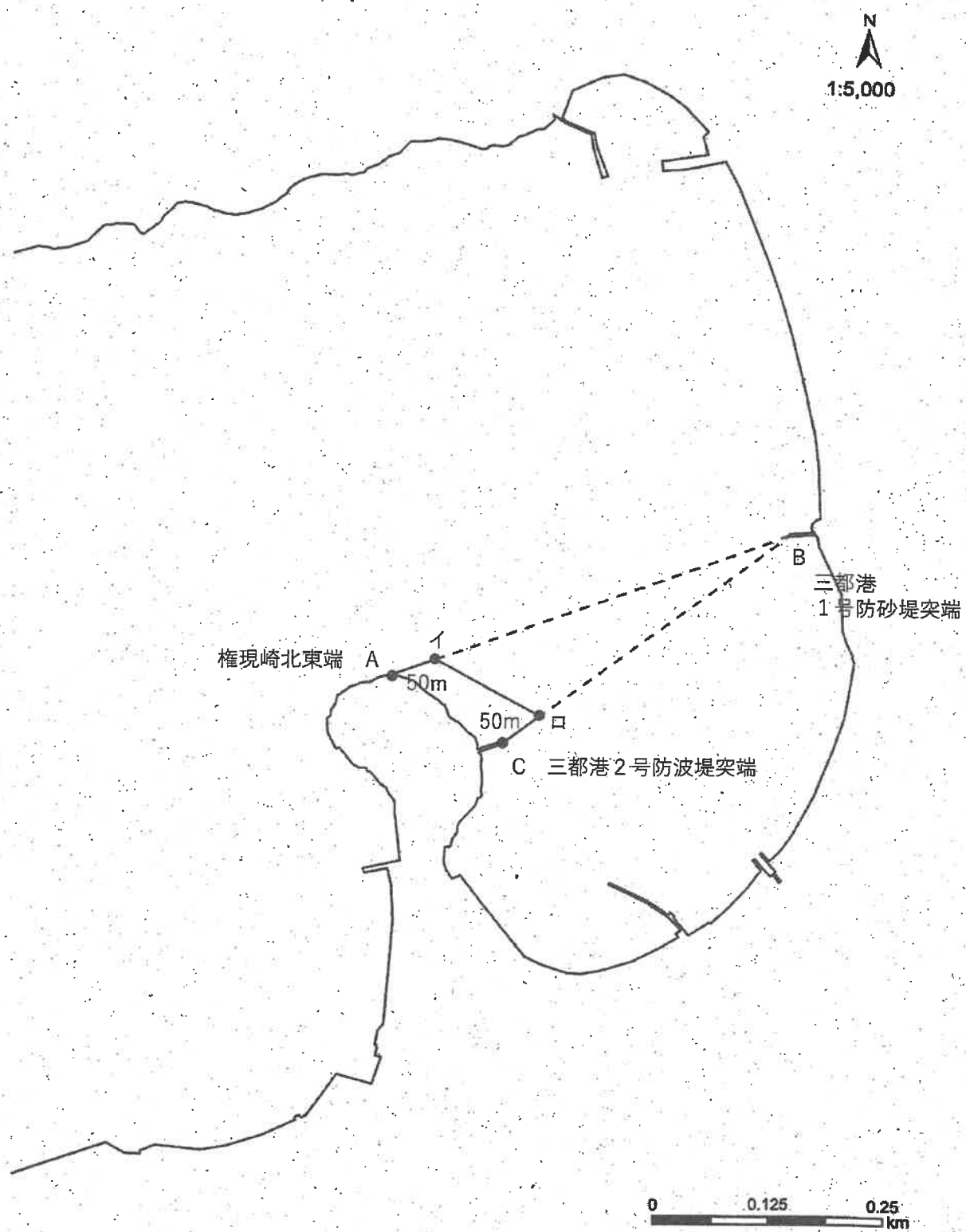
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦



計画番号 区第16号(かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町権現崎西地先

イ 点の位置

基 点 A 権現崎北西端

B 男木島北東端

C 三都港2号防砂堤突端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度25分56秒、東経134度13分56秒の点)

ロ CからB見通し線上Cから50メートルのところ

(北緯34度25分50秒、東経134度13分56秒の点)

ウ 漁場の区域 AI、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

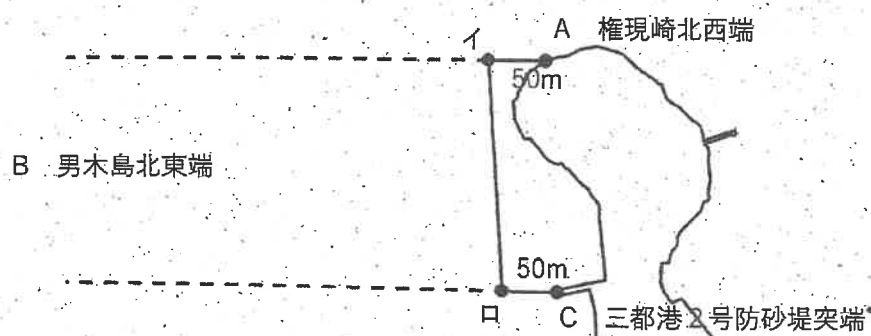
イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦

区第16号

N
1:5,000



0 0.125 0.25 km

計画番号 区第17号(かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町神浦地先

イ 点の位置

基 点 A 三都港2号防砂堤突端

B 崩鼻西北端

C 長者鼻

点 イ BからC見通し線Bから200メートルのところ
(北緯34度25分41秒、東経134度13分29秒の点)

ウ 漁場の区域 Bイ、イAの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

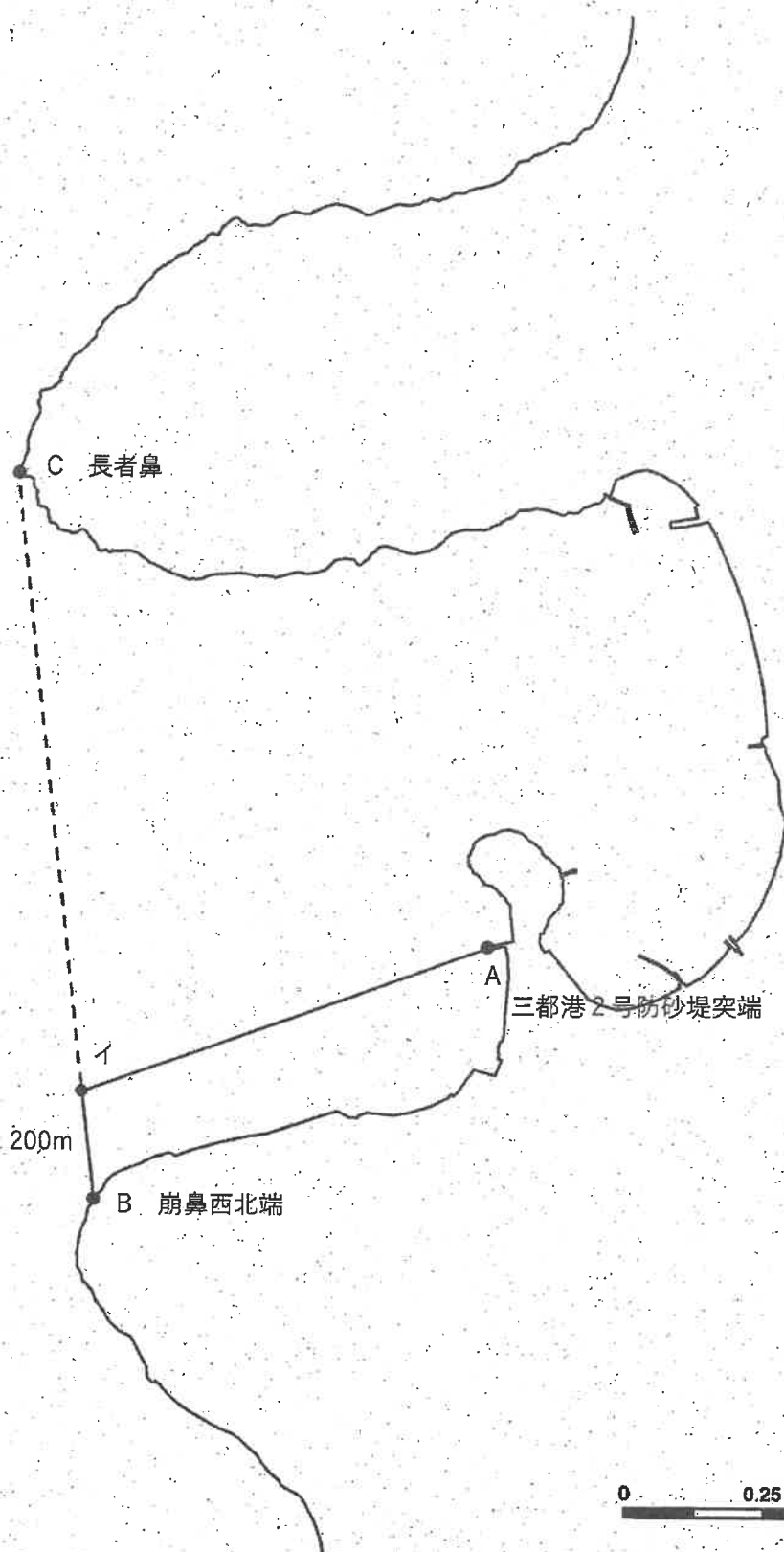
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町神浦

区第17号



計画番号 区第18号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉野地先

イ 点の位置

基 点 A 長者鼻東の高頂

B 吉野高頂

C 旧二生村、三都村池田湾側境界

(北緯 34 度 27 分 20.041 秒、東経 134 度 14 分 15.767 秒の点)

D 飛崎南端

E 富岡八幡宮の森高頂

F 大余島南端

G 土庄町黒崎南端

点 イ AからF見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ロ AからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ハ BからG見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ニ イからE見通し線上イからEへ50メートルのところ

(北緯 34 度 26 分 34 秒、東経 134 度 13 分 41 秒の点)

ホ イからE見通し線上イからEへ140メートルのところ

(北緯 34 度 26 分 37 秒、東経 134 度 13 分 39 秒の点)

ヘ ロからE見通し線上ロからEへ100メートルのところ

(北緯 34 度 26 分 39 秒、東経 134 度 13 分 57 秒の点)

ト ハからD見通し線上ハからDへ50メートルのところ

(北緯 34 度 26 分 49 秒、東経 134 度 14 分 7 秒の点)

チ ハからD見通し線上ハからDへ140メートルのところ

(北緯 34 度 26 分 51 秒、東経 134 度 14 分 5 秒の点)

ウ 漁場の区域 ニへ、へト、トチ、チホ、ホニの5直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

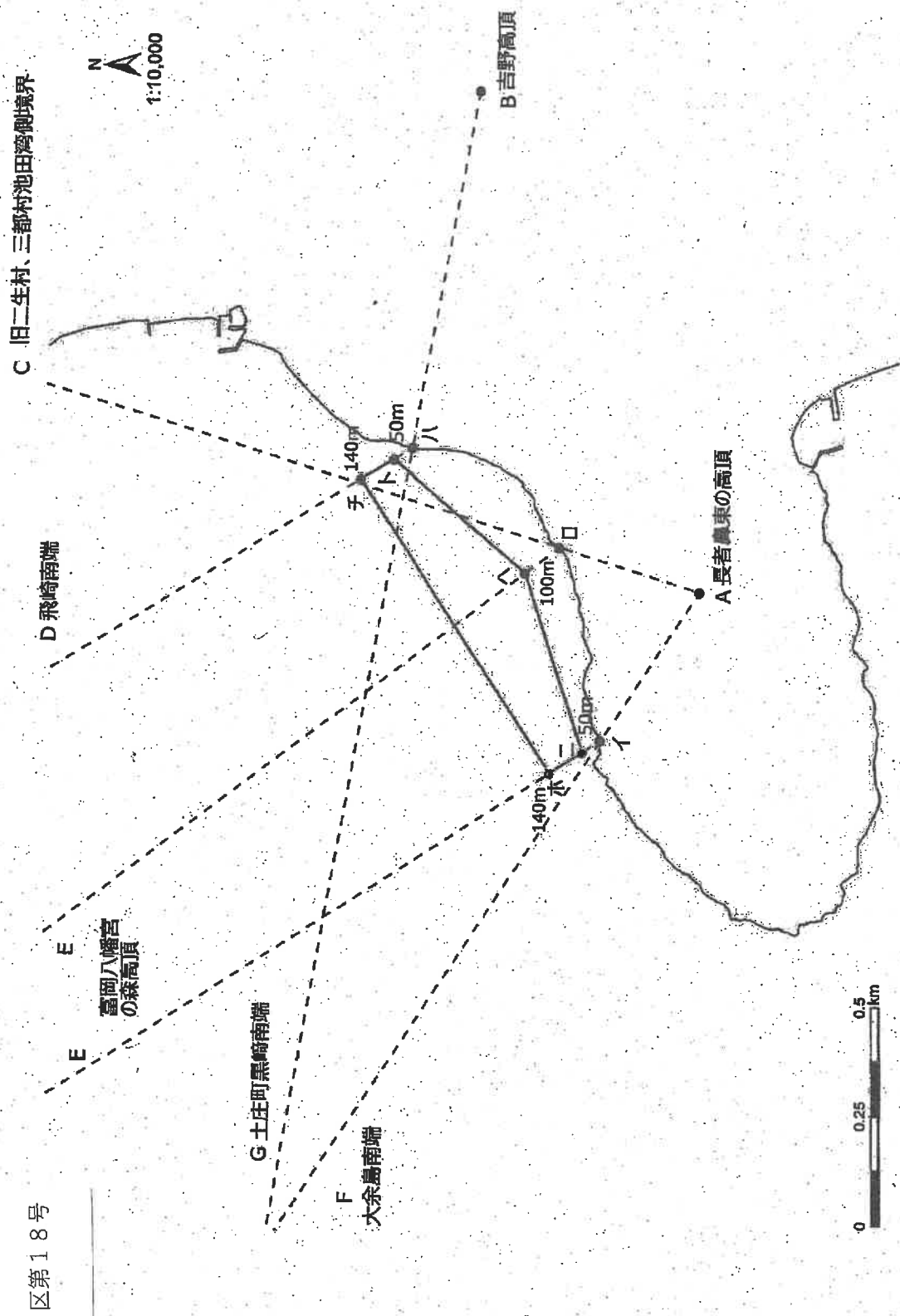
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町吉野



計画番号 区第19号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町室生地先

イ 点の位置

基点A 小豆島ふるさと村護岸西側屈曲部

(北緯 34 度 28 分 9.86 秒、東経 134 度 13 分 58.541 秒の点)

B 観音崎西端

C 沖の鼻

D 旧二生村、三都村池田湾側境界

(北緯 34 度 27 分 20.041 秒、東経 134 度 14 分 15.767 秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから 100 メートルのところ

(北緯 34 度 28 分 7 秒、東経 134 度 14 分 0 秒の点)

ロ CからD見通し線上Cから 150 メートルのところ

(北緯 34 度 28 分 4 秒、東経 134 度 13 分 48 秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町室生

区第19号

N
1:10,000

小豆島町

小豆島ふるさと村
護岸西側屈曲部

沖の鼻 C

150m

A 100m

B
観音崎西端

旧二生村、三都村 D
池田湾側境界

0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 km

計画番号 区第20号 (かき)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町飛崎西地先

イ 点の位置

基 点 A 観音崎南端

B 沖ノ鼻南端

C 大麻山高頂

D 東蒲生南防波堤基部

E 土庄町弁天島北端

F 土庄町大余島南端

G 高松市庵治町兜島北端

H 高松市庵治町高島南東端

点 イ AからE見通し線とDからG見通し線との交差点
(北緯34度28分18秒、東経134度12分21秒の点)

ロ AからE見通し線とCからH見通し線との交差点
(北緯34度28分11秒、東経134度12分44秒の点)

ハ BからF見通し線とCからH見通し線との交差点
(北緯34度28分5秒、東経134度12分42秒の点)

ニ AからE見通し線と直角にイから南へ引いた線とBからF見通し線との交差点 (北緯34度28分4秒、東経134度12分16秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

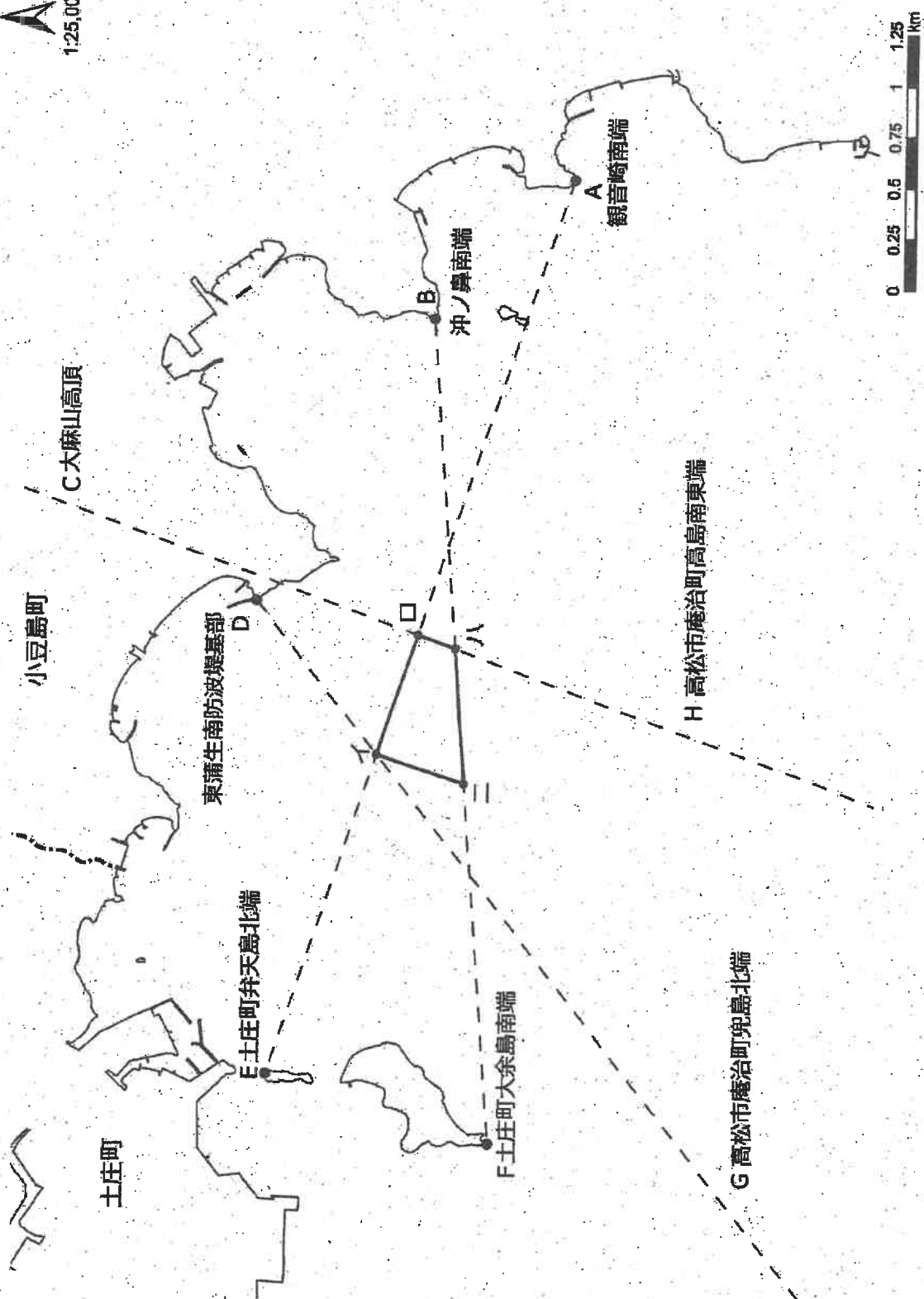
イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生

N
1:25,000

区第20号



計画番号 区第21号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町北浦地先

イ 点の位置

基 点 A トビの巣鼻西端

B 北浦大石

C 坂出LNG岸壁北東角

D コスモ石油(株)10号岸壁北東角

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ
(北緯34度21分36秒、東経133度50分54秒の点)

ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ
(北緯34度21分27秒、東経133度50分48秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

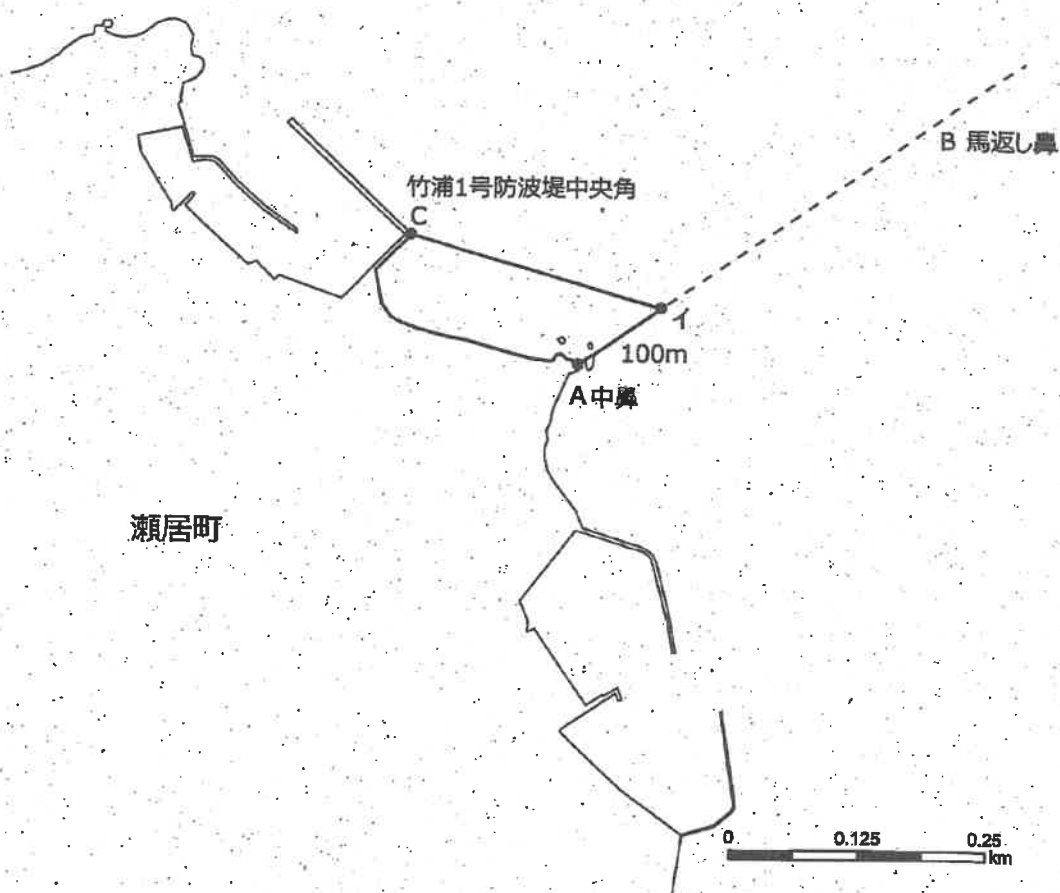
イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第21号

N
1:5,000



計画番号 区第22号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町竹浦地先

イ 点の位置

基 点 A 中鼻

B 馬返し鼻

C 竹浦1号防波堤中央角

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

(北緯34度21分29秒、東経133度51分32秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

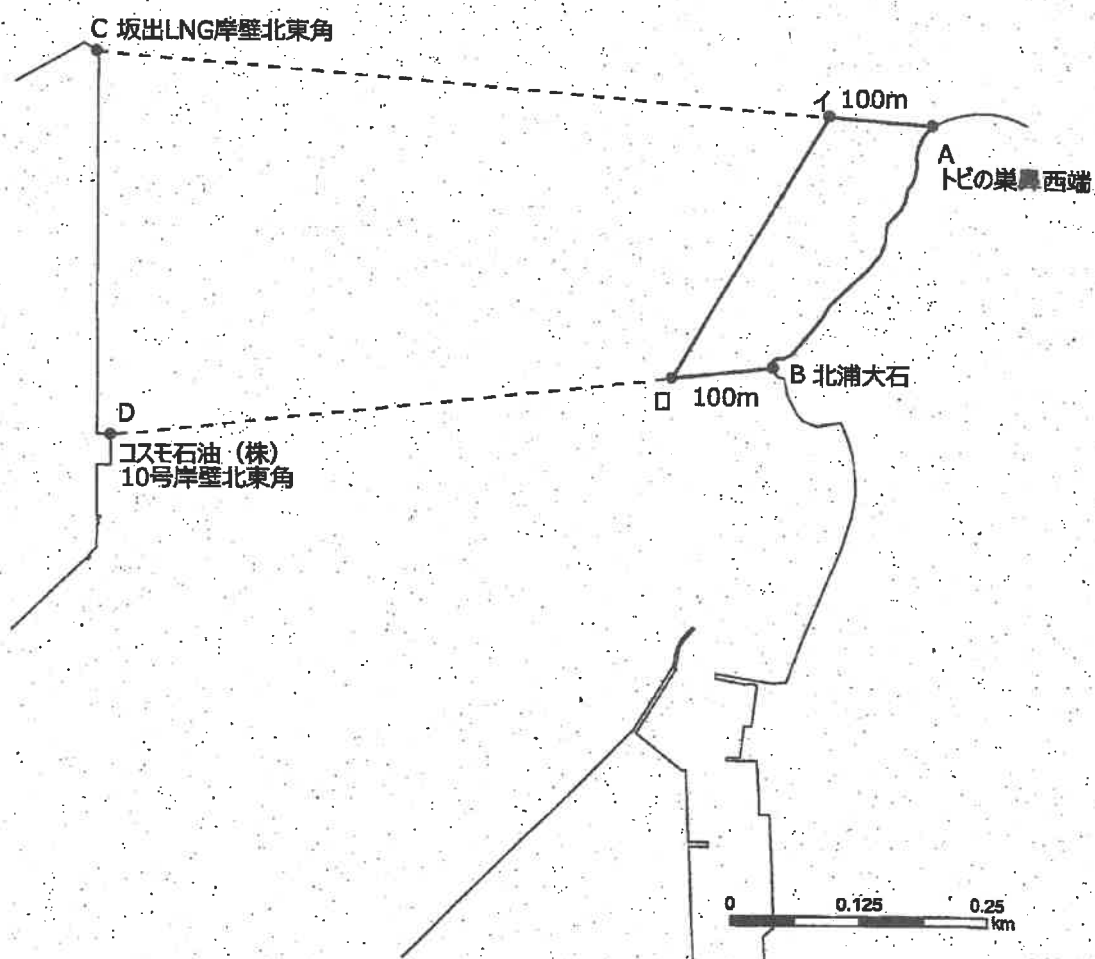
ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第22号



1:5,000



計画番号 区第23号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町東浦漁港本浦地先

イ 点の位置

基 点 A 本浦中部防波堤東端

B 本浦南部防波堤突端

ウ 漁場の区域 直線A Bと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第23号

N
1:5,000

瀬居町

A本浦中部防波堤東端

B本浦南部防波堤突端

0 0.125 0.25 km

計画番号 区第24号 (かき、あさり、あかがい)

1. 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市沙弥島東地先

イ 点の位置

- 基 点 A 沙弥島北端
 B 沙弥島天狗岩
 C 番ノ州埋立地北西護岸西角
 D 丸亀市本島町亀山鼻

点 イ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

ロ BからD見通し線とAからイ見通し線との交差点

(北緯34度21分8秒、東経133度49分20秒の点)

ウ 漁場の区域 Aロ、ロBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第24号

D 丸亀市本島町亀山鼻

沙弥島北端 A

B
沙弥島天狗岩

C 番ノ州埋立地
北西護岸西角

番の州埋立地

0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 km

N
1:10,000

計画番号 区第25号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小与島地先

イ 点の位置

基 点 A 小与島南岸壁南西角

B 鍋島東端

C 浦城防波堤中央角 (基部から防波堤沿い南へ90メートルのところ)

点 イ Aから海岸沿い東へ190メートルのところ

(北緯34度23分21秒、東経133度49分48秒の点)

ロ イからB見通し線上イから100メートルのところ

(北緯34度23分19秒、東経133度49分45秒の点)

ハ AからC見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度23分22秒、東経133度49分40秒の点)

ウ 漁場の区域 Aハ、ハロ、ロイの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

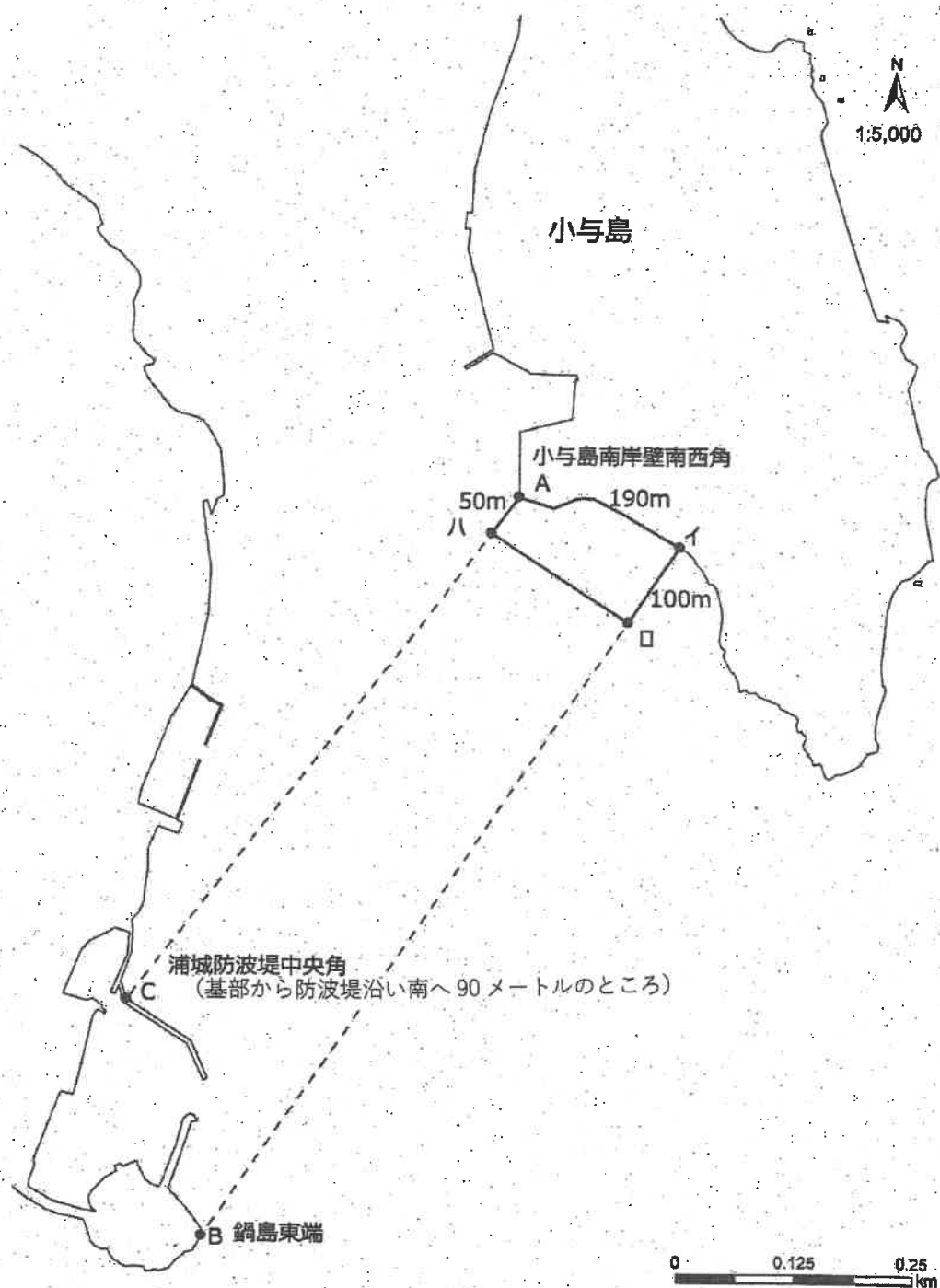
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第25号



計画番号 区第26号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市岩黒地先

イ 点の位置

基 点 A 松が鼻

B しろだけ

C 歩渡島東端

D 歩渡島西側水門

点 イ Aから海岸沿い西へ60メートルのところ

(北緯34度24分31秒、東経133度48分44秒の点)

ロ イからC見通し線上イから50メートルのところ

(北緯34度24分33秒、東経133度48分44秒の点)

ハ Bから海岸沿い東へ90メートルのところ

(北緯34度24分30秒、東経133度48分35秒の点)

ニ ハからD見通し線上ハから50メートルのところ

(北緯34度24分32秒、東経133度48分34秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

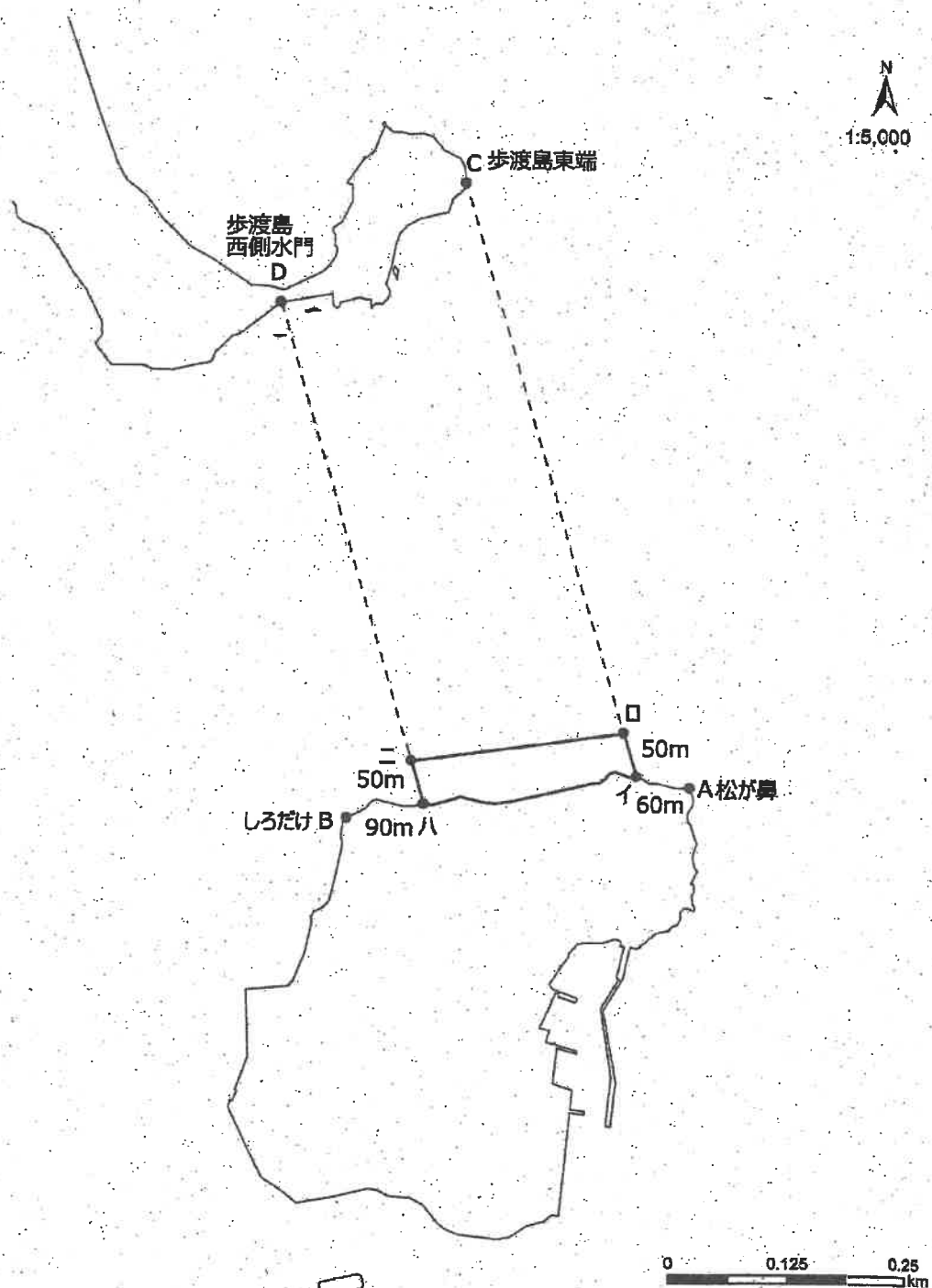
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第26号



計画番号 区第27号 (かき、あさり、あかがい)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石島南東地先

イ 点の位置

基 点 A 歩渡島北岸壁北端

B 櫃石4号防波堤突端

C 室木島北端

点 イ AからB見通し線上Bから100メートルのところ

(北緯34度24分58秒、東経133度48分30秒の点)

ロ Cからイ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

(北緯34度24分58秒、東経133度48分20秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 坂出市瀬居町、沙弥島、与島町、岩黒、櫃石

区第27号

櫃石島

櫃石4号
防波堤突端

B

100m

イ

N
1:5,000

C 室木島北端

A 歩渡島北岸壁北端

0 0.125 0.25 km

計画番号 区第28号 (のり)

(現 区第112号)

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市中津地先

イ 点の位置

基 点 A 下真島北端

B 金倉川砂防堤突端

C 丸亀市、多度津町境界

D 多度津町亀笠島北端

E 丸亀市広島町波節岩灯標

F 広島西端

G 丸亀市広島町江ノ浦広島中学校建物中央

H 多度津町臨海土地(堀江5丁目)終末処理場北側護岸東端

点 イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点

ロ BからG見通し線上イからBへ300メートルのところ
(北緯34度17分49秒、東経133度45分41秒の点)

ハ BからF見通し線上Bから600メートルのところ
(北緯34度17分33秒、東経133度45分45秒の点)

ニ CからE見通し線とハからH見通し線との交差点
(北緯34度17分27秒、東経133度45分32秒の点)

ホ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

ヘ CからE見通し線上ホからEへ300メートルのところ
(北緯34度17分53秒、東経133度45分10秒の点)

ト BからG見通し線上イからGへ300メートルのところ
(北緯34度18分6秒、東経133度45分29秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘト、トロの5直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
藻 類 養 殖 業	10月11日から翌年4月10日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年9月30日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

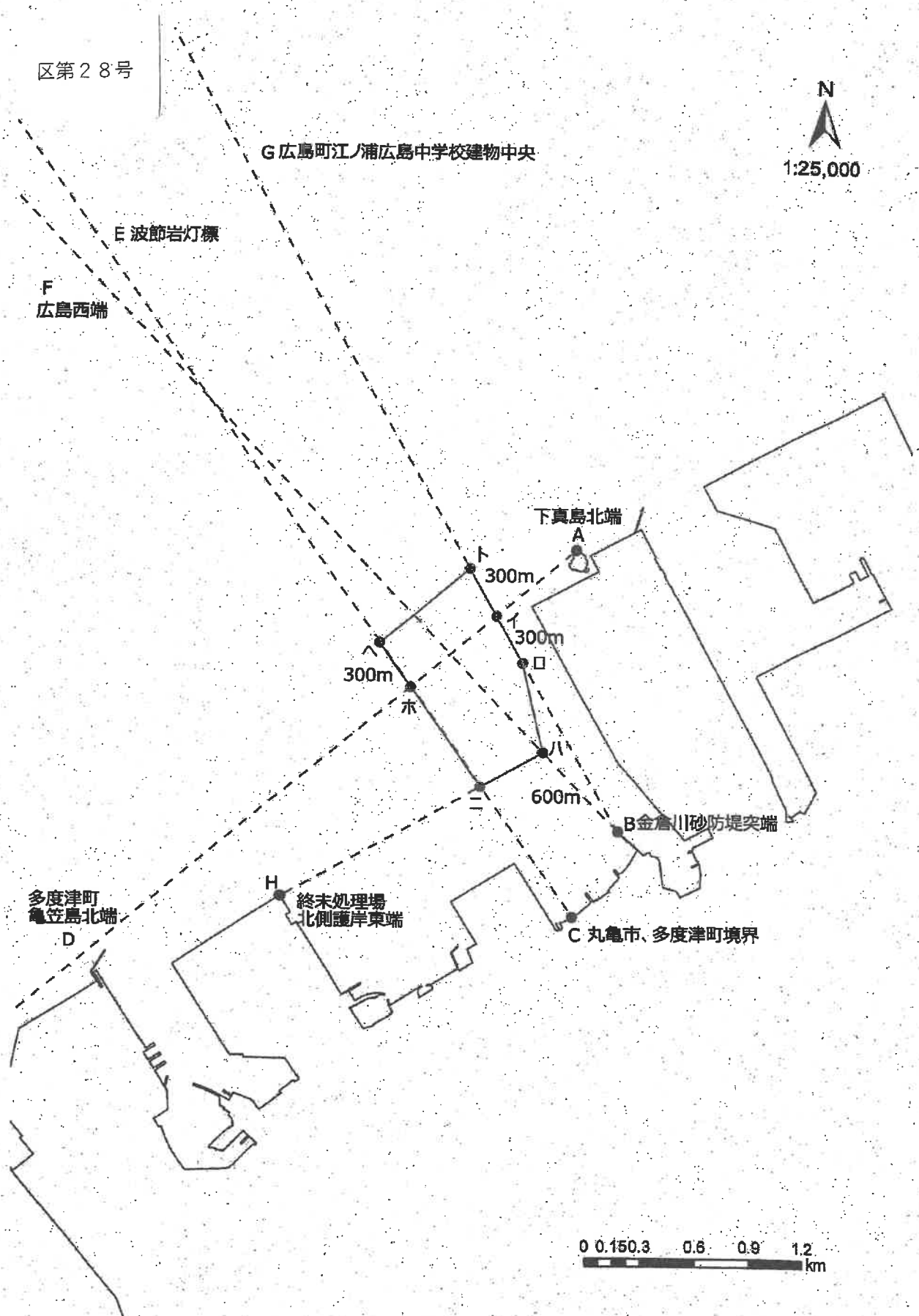
5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

6 関係地区 丸亀市(中讃西部漁業協同組合の地区に限る。)



計画番号 区第29号（かき、あさり）

1 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市中津地先

イ 点の位置

基 点 A 金倉川砂防堤突端

B 丸亀市、多度津町境界

C 丸亀市広島町波節岩灯標

D 広島西端

E 多度津町臨海土地（堀江5丁目）終末処理場北側護岸東端

点 イ AからD見通し線上Aから600メートルのところ

（北緯34度17分33秒、東経133度45分45秒の点）

ロ AからD見通し線上Aから100メートルのところ

（北緯34度17分22秒、東経133度45分58秒の点）

ハ BからC見通し線上Bから400メートルのところ

（北緯34度17分14秒、東経133度45分42秒の点）

ニ BからC見通し線とイからE見通し線との交差点

（北緯34度17分27秒、東経133度45分32秒の点）

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

3 存続期間 令和8年4月1日から令和10年12月31日まで

4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

5 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

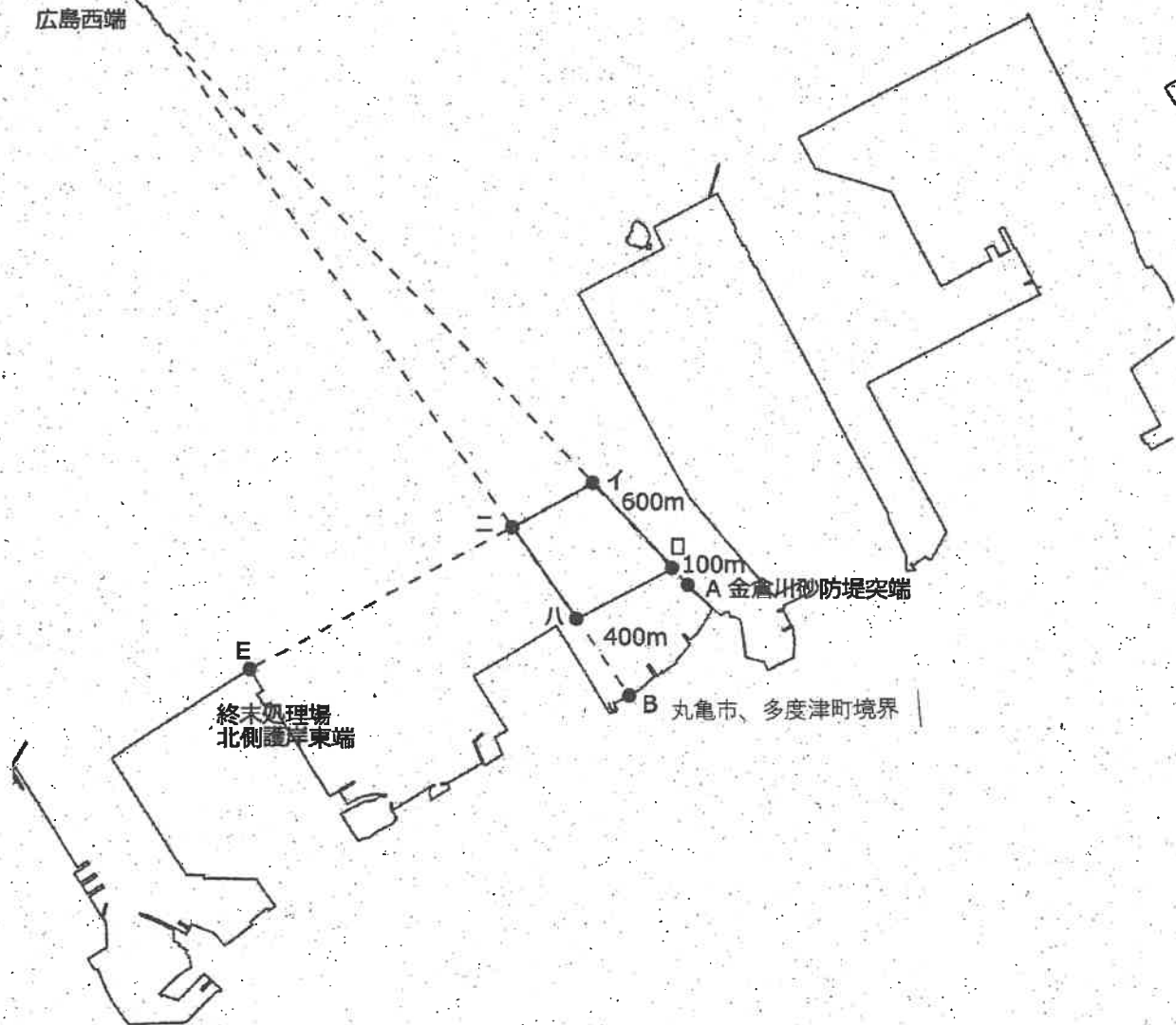
6 関係地区 丸亀市（中讃西部漁業協同組合の地区に限る。）、仲多度郡多度津町（中讃西部漁業協同組合の地区に限る。）

区第29号

C 波節岩灯標

D
広島西端

N
1:25,000



0 0.15 0.3 0.6 0.9 1.2
km

海区漁場計画の変更（案）の概要について

- 1 令和5年10月1日以降に免許を行った区画漁業権については、令和4年8月に策定した漁業免許方針に基づき、一斉切替え後における漁業権の変更や廃止を頻繁に行うことのないよう、中・長期的な視野に立って、漁場の再編配置を行った。

しかし、複数の漁協から、一斉切替えのヒアリング後に新規または変更の要望が上がってきている状況であったことに加え、昨今の海洋環境の変化に対応し、漁業経営の安定を図るためには、養殖対象種の転換や拡大なども推進する必要があると考え、第一種区画漁業権のみを対象として、存続期間中の令和8年4月1日免許にむけて、令和5年10月（藻類養殖業）、令和6年1月（藻類養殖業以外）に知事が定めた海区漁場計画を変更するものである。概略は以下のとおり。

（1）区画漁業権の新規・変更 29 漁場

種類	新規	変更	合計
藻類養殖業		4 (区域拡張2、区域縮小1、漁期延長1)	
貝類養殖業	24		
魚類養殖業		1 (漁期延長1)	
計	24	5	29

（2）区画漁業権の放棄 1 漁場（他の漁場に統合）

- 2 令和7年8月25日開催の香川海区漁業調整委員会において事前協議を行い、その後関係機関と協議した結果、以下の2点について再調整を行った。

なお、関係機関との協議における主な意見とその対応としては以下とおり。

- （1）土庄中央漁協計画番号区第3号（計画番号区第7号）については、港湾施設（一文字防波堤）の維持管理作業等の観点から港湾施設から離して区域を設定するよう意見があったため、意見のあった者及び土庄中央漁協と協議をした結果、港湾施設から20m離して区域を設定することで了解が得られた。

- （2）池田漁協計画番号区第1号（計画番号区第14、15、16、17号）については、船舶の航行上支障があるとの意見があり、意見のあった者及び池田漁協と協議をした結果、湾全体で1つの計画であった漁場区域を4分割することで了解が得られた。

- 3 漁業法第64条第1項の規定に基づき、利害関係人を対象とした意見募集を令和7年9月22日から同年10月22日まで香川県HP上で行ったところ、意見は無かった。

施設名	計画番号	漁業の名称	対象種	現行免許番号	内容	漁場の位置	関係地区	漁業時期	漁地面積 (千㎡)	類似・新規 の別	行使計画					備考
											経営 主体数	施設	事業規模	生産量	生産額(千円)	
鴨庄	-	藻類養殖業	のり その他藻類	区17	放棄	さぬき市鴨庄 長浜地先	さぬき市鴨庄	10/1～翌年 3/31	554	-	-	-	-	-	-	計画区1 に統合
鴨庄	区1	藻類養殖業	あおのり のり その他藻類	区18	区域拡張 対象種(のり) 追加	さぬき市鴨庄 長浜地先	さぬき市鴨庄	あおのり・そ の他藻類 10/1～翌年 7/31 のり 10/1～翌年 3/31	1,014	類似	5	浮流式(のり) 1.6m×21m× 80枚×6セット 1.6m×21m× 40枚×20セット 浮流式(あおの り) 1.6m×21m× 40枚×30セット 1.6m×21m× 20枚×1セット	のり 28セット あおのり 31セット	黒バラ干しの り 5,120kg 乾海苔 2,560千枚 青バラ干しの り 6,100kg	25,600 乾海苔 38,400 青バラ干しの り 48,800	単独
鴨庄	区2	藻類養殖業	わかめ あおのり のり その他藻類	区19	漁期延長 対象種(あお のり)追加	さぬき市鴨庄 白方地先	さぬき市鴨庄	わかめ・そ の他藻類 11/1～翌年 4/30 のり 10/1～翌年 3/31 あおのり 10/1～翌年 7/31	489	類似	5	浮流式(わか め) 50m×40m×4 槽 浮流式(のり) 1.6m×21m× 40枚×5セット 浮流式(あおの り) 1.6m×21m× 40枚×5セット	わかめ 4槽 のり 5セット あおのり 5セット	塩蔵わかめ 4トン 黒バラ干しの り 800kg 乾海苔 4,000千枚 青バラ干しの り 1,000kg	2,800 4,000 乾海苔 6,000 8,000	単独
鴨庄	区3	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり	-	新規	さぬき市鴨庄 穴子地先	さぬき市鴨庄	1/1～12/31	41	新規	5	延縄式 (ジグ/リフト) 50m	30本	60千個～ 120千個	6,000～ 12,000	単独
鴨庄	区4	魚類小割式 養殖業(くら まぐろ養殖業 を除く)	ぶり類 まだい その他魚類	区419	区域縮小 漁期延長	さぬき市鴨庄 長浜沖地先	さぬき市鴨庄	3/15～ 翌年2月末日	313	類似	5	はまち 12.5m×12.5m ×6m×14台 かんぱち 12.5m×12.5m ×6m×6台 まだい 12.5m×12.5m ×6m×4台	はまち 14台 かんぱち 6台 まだい 4台	はまち 446トン かんぱち 139トン まだい 18トン	はまち 535,200 かんぱち 222,400 まだい 14,400	単独

遊覧名	計画番号	漁業の名称	対象種	現行免許番号	内容	漁場の位置	関係地区	漁業時期	通場面積 (千㎡)	類似・新規 の別	行使計画					備考
											経営 体数	施設	事業規模	生産量	生産額(千円)	
土庄中央	区5	民営垂下式 養殖業	かき・あさり	-	新規	小豆郡土庄 町小郷地先	小豆郡土庄町 大郷	1/1~12/31	97	新規	3	延縄式 (シングルシート) 100m	30本	かき 90千個 あさり 256kg	かき 13,500 あさり 512	単独
土庄中央	区6	民営垂下式 養殖業	かき・あさり	-	新規	小豆郡土庄 町大郷中郷 沖	小豆郡土庄町 大郷	1/1~12/31	118	新規	3	延縄式 (シングルシート) 100m	30本	かき 90千個 あさり 256kg	かき 13,500 あさり 512	単独
土庄中央	区7	民営垂下式 養殖業	かき・あさり	-	新規	小豆郡土庄 町豊島家浦 地先	小豆郡土庄町 豊島家浦	1/1~12/31	3	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	1本	かき 2千個 あさり 256kg	かき 200 あさり 512	単独
四海	区8	民営垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡土庄 町小江地先	小豆郡土庄町 小江	1/1~12/31	81	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	40本	50千個	5,000	単独
四海	区9	民営垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡土庄 町伊喜末地 先	小豆郡土庄町 伊喜末	1/1~12/31	594	新規	2	延縄式 (シングルシート) 50m	200本	500千個	50,000	単独
北浦	区10	民営垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡土庄 町北浦小島 地先	小豆郡土庄町 馬越、豊形 崎、見目、小 海	1/1~12/31	59	新規	1	延縄式 (シングルシート) 70m	30本	144千個	216	単独
北浦	区11	民営垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡土庄 町北浦元目 地先	小豆郡土庄町 馬越、豊形 崎、見目、小 海	1/1~12/31	90	新規	1	延縄式 (シングルシート) 70m	80本	288千個	423	単独
内海	区12	民営垂下式 養殖業	のり	区55	区域拡張	小豆郡小豆 島町田浦南 地先	小豆郡小豆島 町田浦、堀 越、田浦、西 村	10/1~翌年 3/31	1,031	類似	4	浮流式 5R(約15m)× 11間(約20m)× 2,036槽	2,036槽	9,162千枚	137,430	単独
内海	区13	民営垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆 島町田浦地 先	小豆郡小豆島 町田浦、堀 越、田浦、西 村	1/1~12/31	178	新規	1	延縄式 (シングルシート) 100m	9本	240千個	480	単独
池田	区14	民営垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆 島町富士瀬 港西地先	小豆郡小豆島 町神浦	1/1~12/31	154	新規	1	延縄式 (シングルシート) 50m	12本	38.4千個	7,880	単独

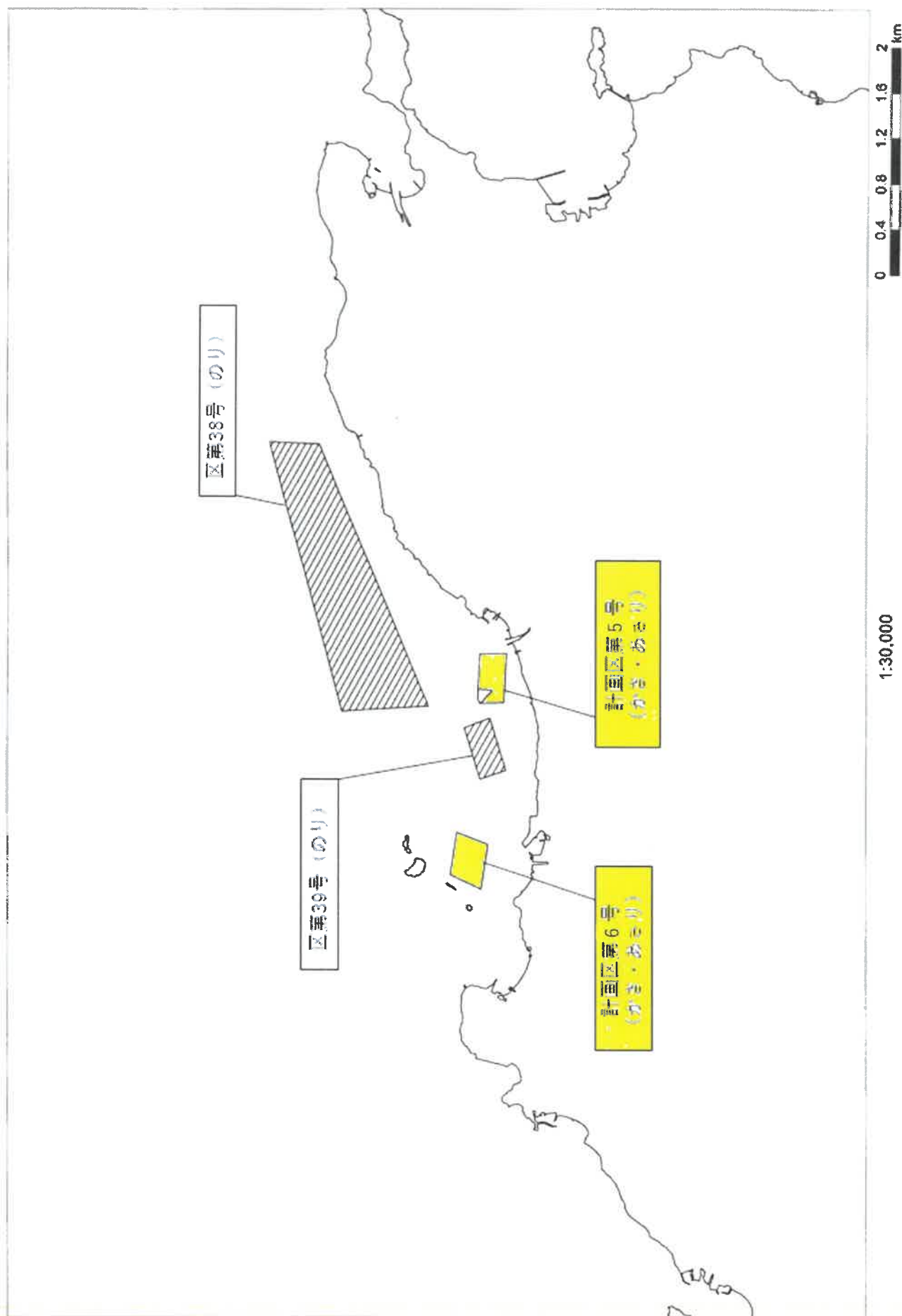
漁地名	計画番号	漁業の名称	対象種	航行免許番号	内容	漁場の位置	関係地区	漁業時期	漁地面積 (千㎡)	類似・新規 の別	行使計画					備考	
											経営 体数	施設	事業規模	生産量	生産額(千円)		共有 関係
池田	区15	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆 島町権現崎 東地先	小豆郡小豆島 町神浦	1/1～12/31	6	新規	1	延縄式 (シングルネット) 50m	2本	6.4千個	1,280	単独	
池田	区16	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆 島町権現崎 西地先	小豆郡小豆島 町神浦	1/1～12/31	12	新規	1	延縄式 (シングルネット) 50m	4本	12.8千個	2,560	単独	
池田	区17	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆 島町神浦地 先	小豆郡小豆島 町神浦	1/1～12/31	158	新規	1	延縄式 (シングルネット) 50m	12本	38.4千個	7,680	単独	
池田	区18	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆 島町吉野地 先	小豆郡小豆島 町吉野	1/1～12/31	119	新規	1	延縄式 (シングルネット) 50m	6本	19.2千個	3,840	単独	
池田	区19	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆 島町堂生地 先	小豆郡小豆島 町堂生	1/1～12/31	40	新規	1	延縄式 (シングルネット) 50m	3本	9.6千個	1,920	単独	
池田	区20	貝類垂下式 養殖業	かき	-	新規	小豆郡小豆 島町飛崎西 地先	小豆郡小豆島 町神浦	1/1～12/31	198	新規	1	延縄式 (シングルネット) 50m	12本	38.4千個	7,680	単独	
与島	区21	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市瀬居 町・北浦地先	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、權石	1/1～12/31	29	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	
与島	区22	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市瀬居 町・竹浦地先	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、權石	1/1～12/31	20	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	
与島	区23	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市瀬居 町・真浦漁港 本浦地先	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、權石	1/1～12/31	16	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	
与島	区24	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市沙弥 島東地先	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、權石	1/1～12/31	41	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	
与島	区25	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市小与 島地先	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、權石	1/1～12/31	15	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	
与島	区26	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市岩黒 地先	坂出市瀬居 町・沙弥島、 与島町、岩 黒、權石	1/1～12/31	12	新規	1	垂下式 50m	2本	14.4千個	144	単独	

施設名	計画番号	漁業の名称	河魚種	現行免許番号	内容	漁場の位置	関係地区	漁業時期	漁場面積 (千㎡)	類似・新規 の別	行使計画						備考
											経営 体数	施設	事業規模	生産量	生産額(千円)	共有 関係	
与島	区27	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり・ あかがい	-	新規	坂出市瀬石 島南東地先	坂出市瀬居 町、沙弥島、 与島町、岩 黒、瀬石	1/1～12/31	66	新規	1	垂下式 50m	2本	144千個	144	単独	
中讃西部	区28	藻類養殖業	のり	区112	区域縮小	丸亀市中津 地先	丸亀市(中讃 西部漁業協同 組合の地区に 限る。)	10/11～翌年 4/10	574	類似	1	浮流式 5尺3寸(約1.6m) ×21m×50槽 ×5セット	250槽	575千枚	10,350	単独	
中讃西部	区29	貝類垂下式 養殖業	かき・あさり	-	新規	丸亀市中津 地先	丸亀市(中讃 西部漁業協同 組合の地区に 限る。)、仲多 度郡多度津町 (中讃西部漁 業協同組合の 地区に限る。)	1/1～12/31	258	新規	かき 2 あさり 10	延縄式(かき) (シングルシート) 55m 2台 筏式(かき) 2台 延縄式(あさり) 150m	延縄式(かき) (シングルシート) 60本 筏式(かき) 2台 延縄式(あさり) 100本	かき(殻付き) 0.48ト かき(むき身) 0.84ト あさり 10ト	かき(殻付き) 1,200 かき(むき身) 980 あさり 15,000	単独	藻類養殖業 区112の縮小 部分

鴨庄漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



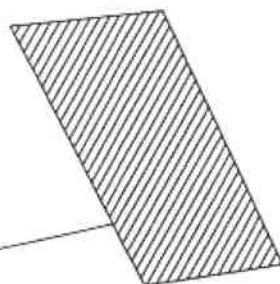
土庄中央漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



土庄中央漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



区画40号(のり)



針区画3号
(のさ・あさり)

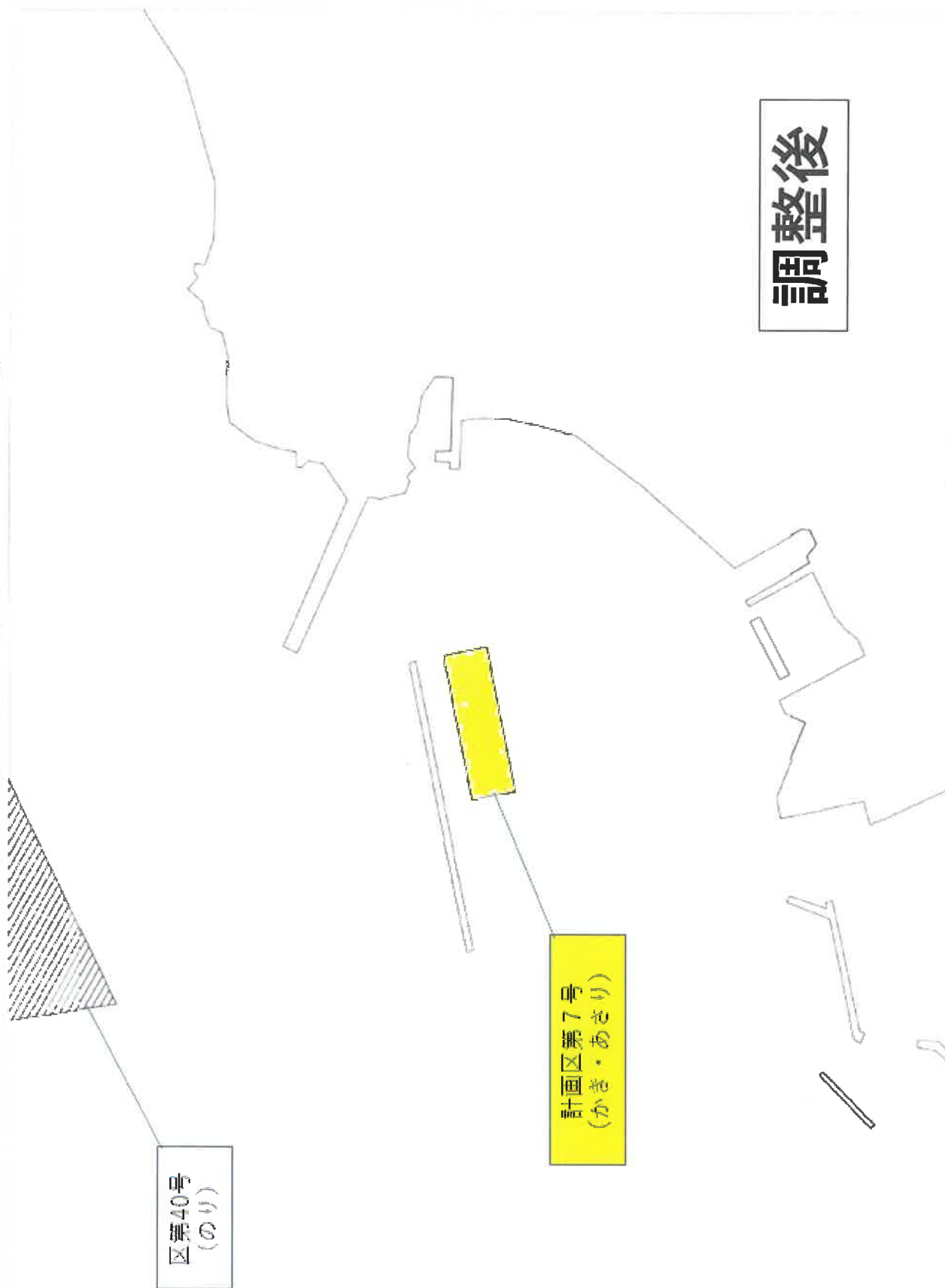


調整前

1:8,000



土庄中央漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)

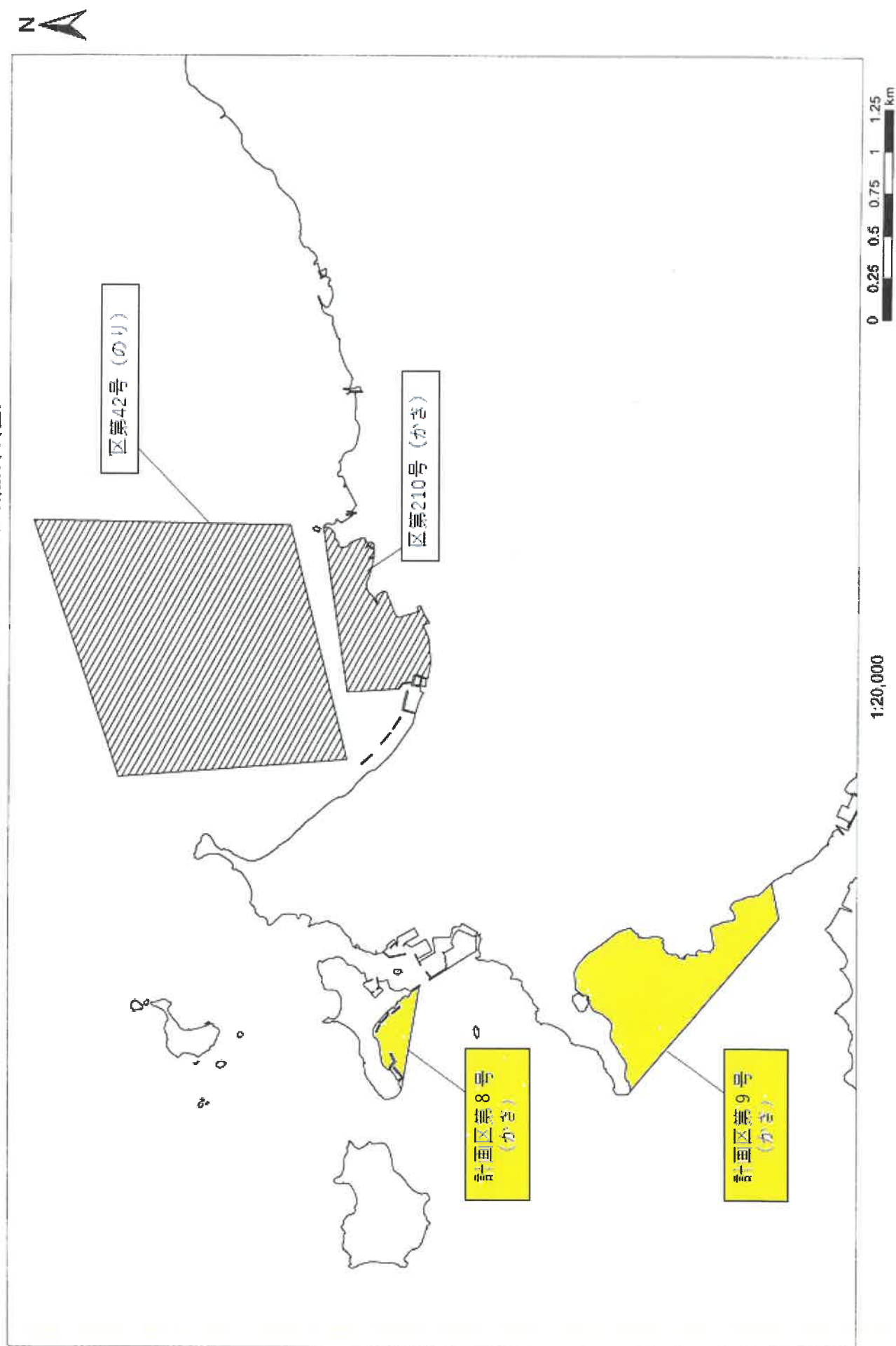


調整後

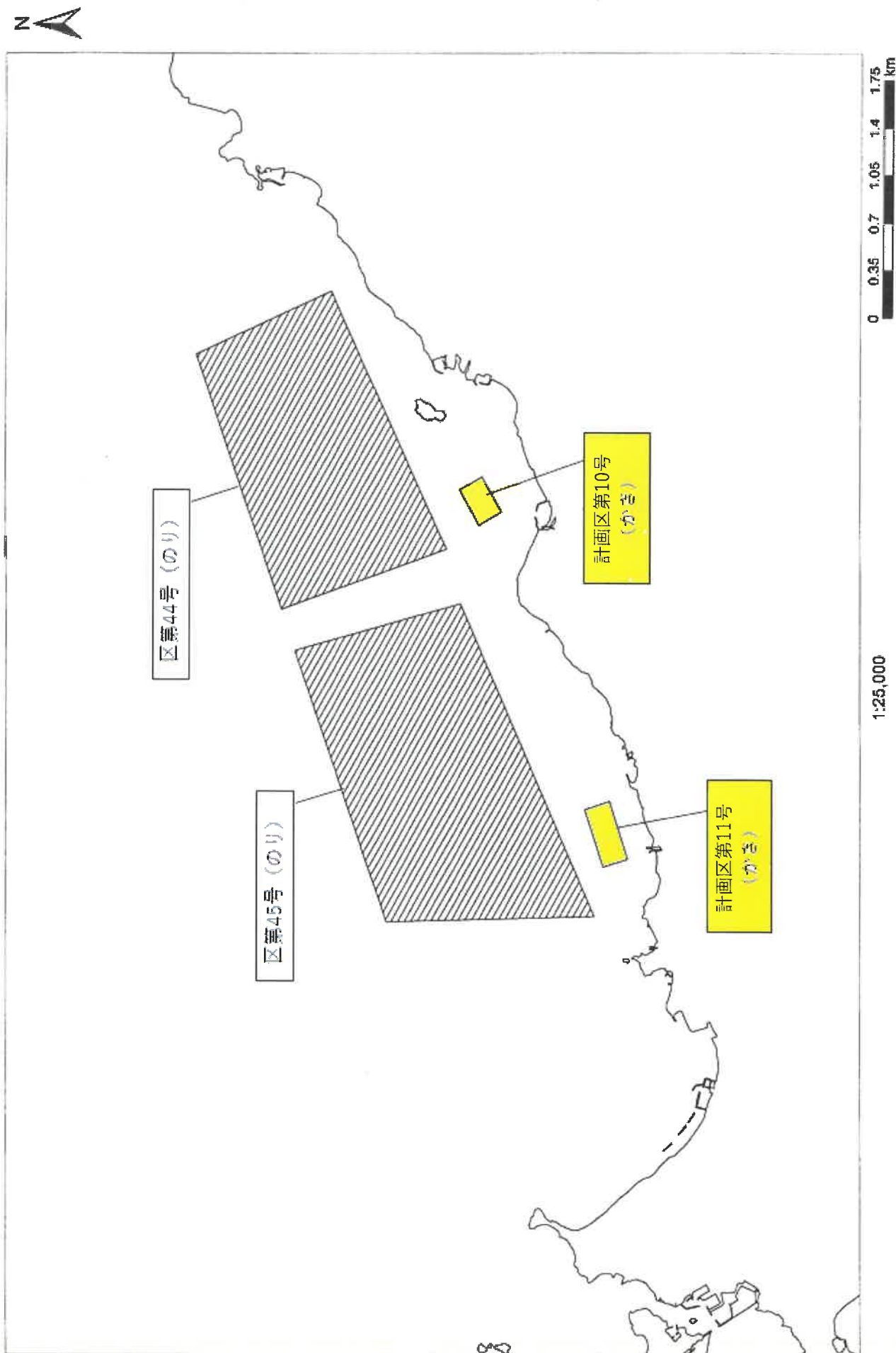
0 0.035 0.07 0.105 0.14 0.175 km

1:2,500

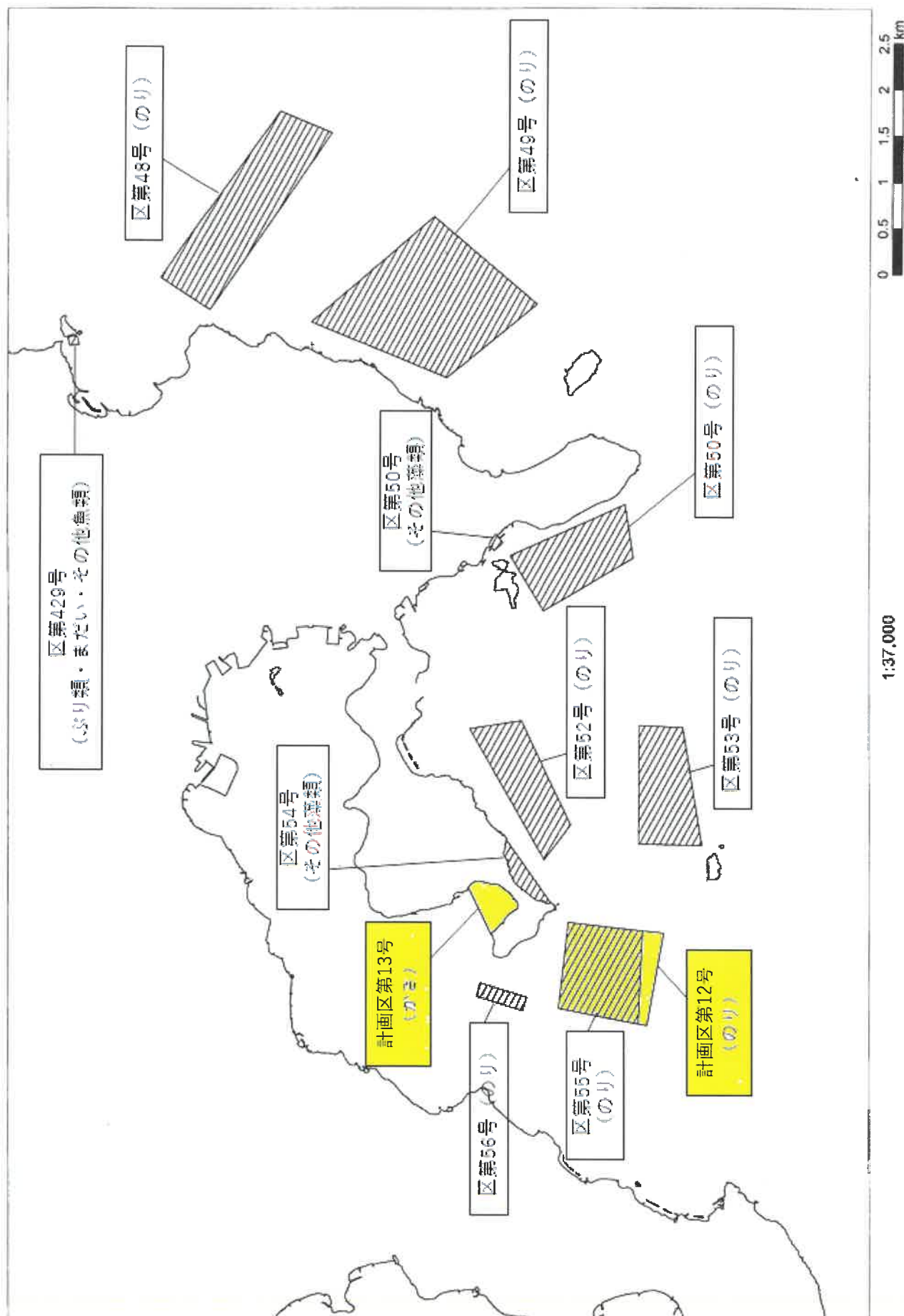
四海漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



北浦漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



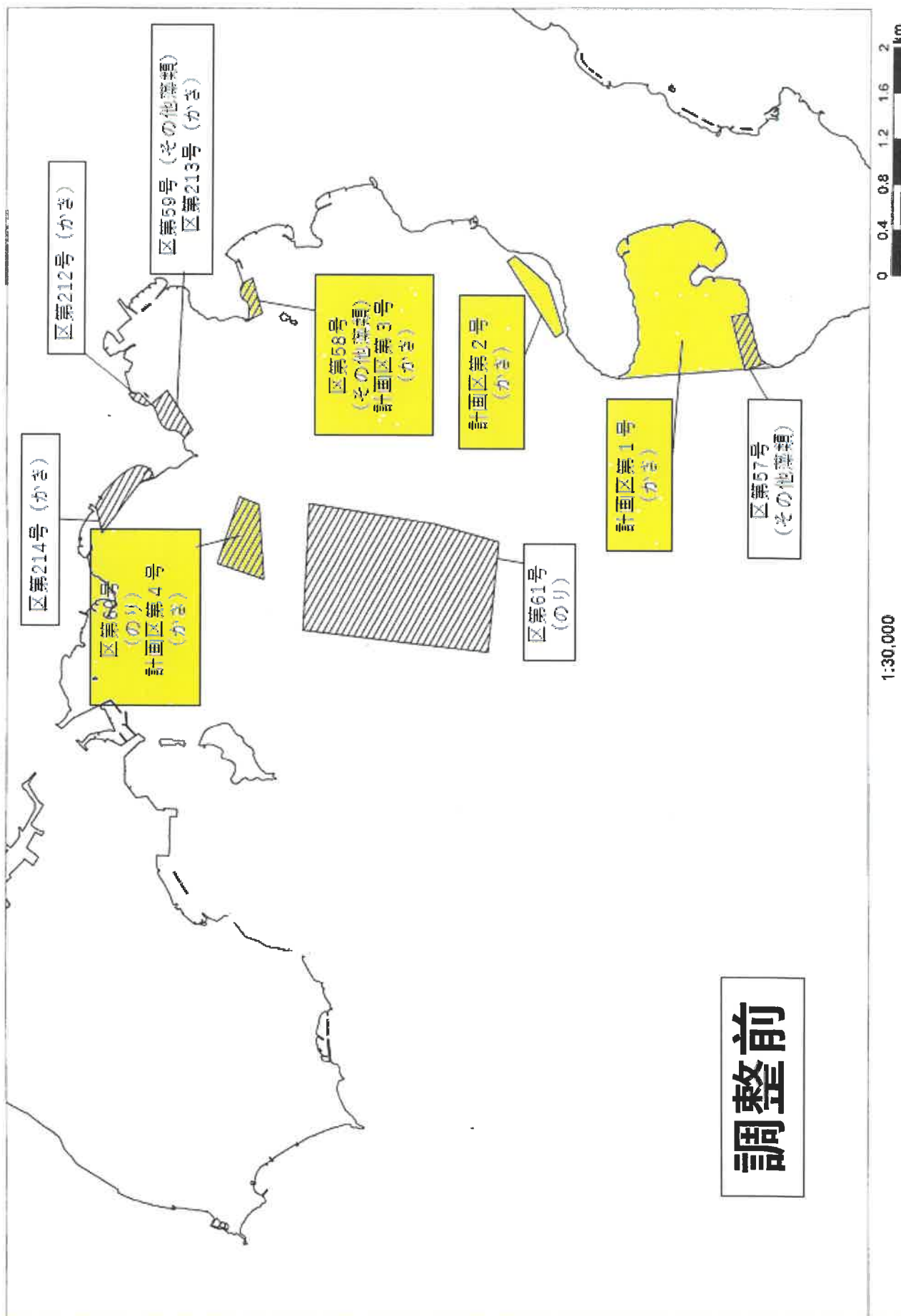
内海漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



1:37,000

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

池田漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



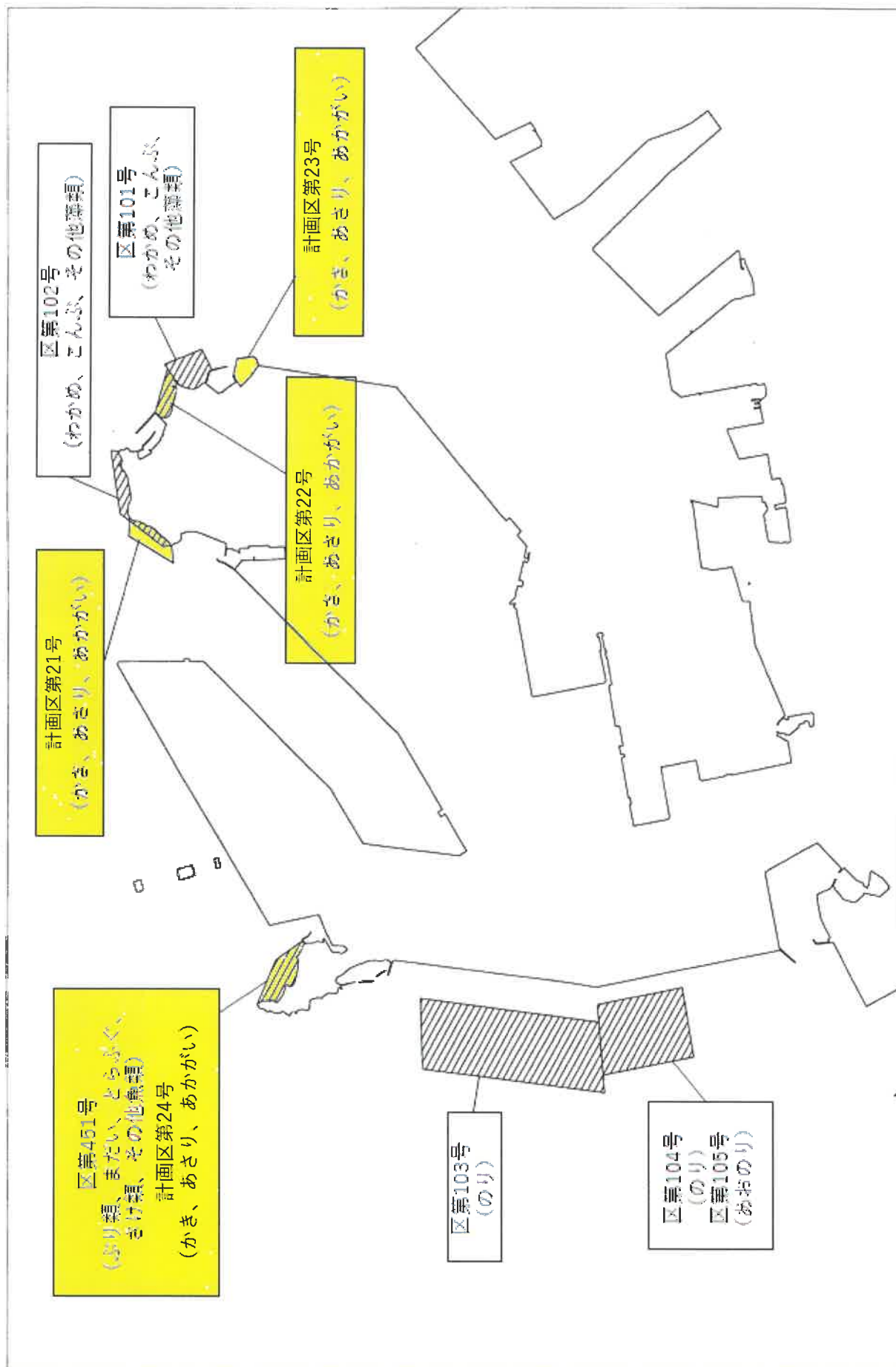
調整前

1:30,000

池田漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



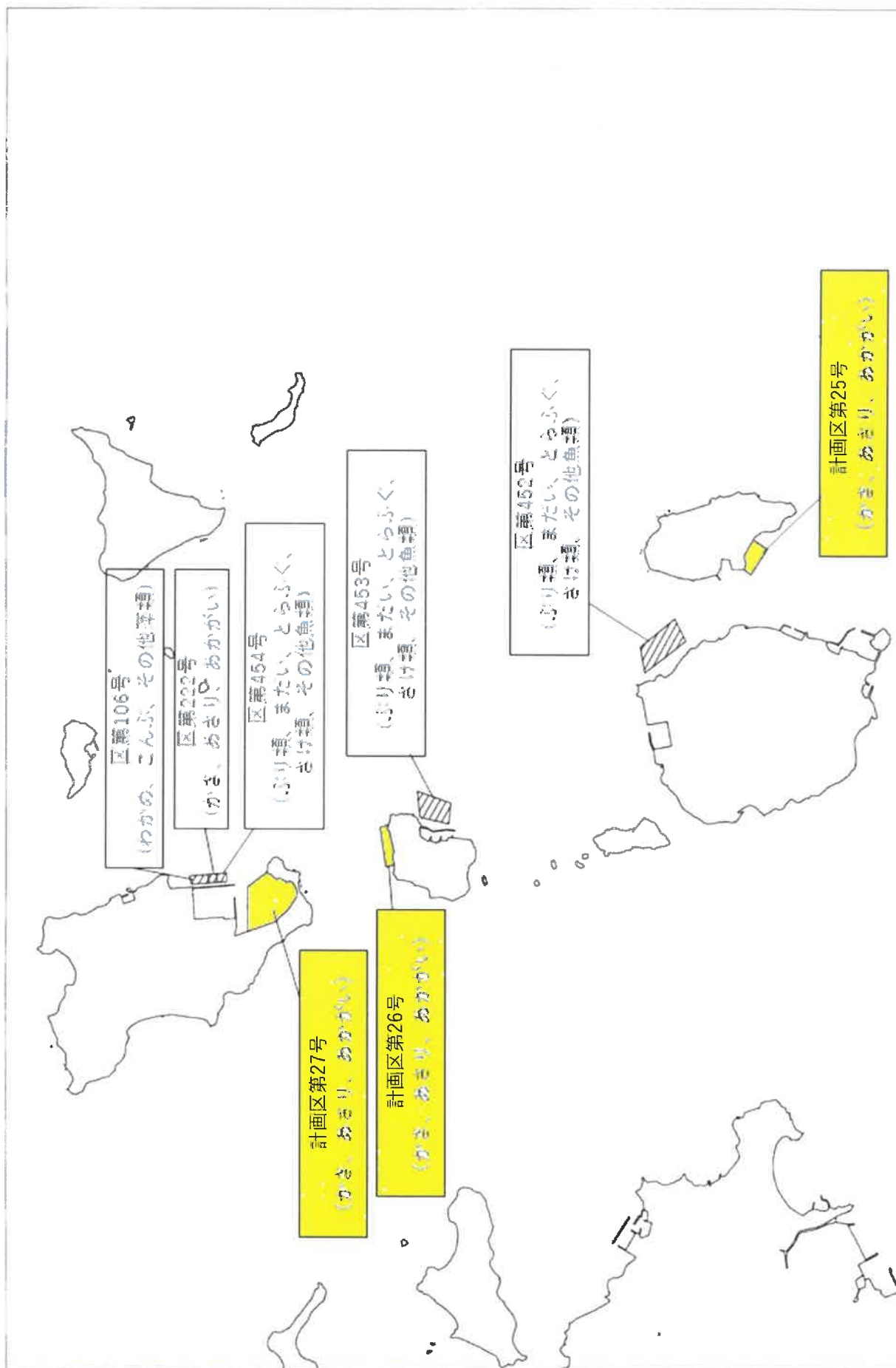
与島漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



0 0.25 0.5 0.75 1 1.25 km

1:20,000

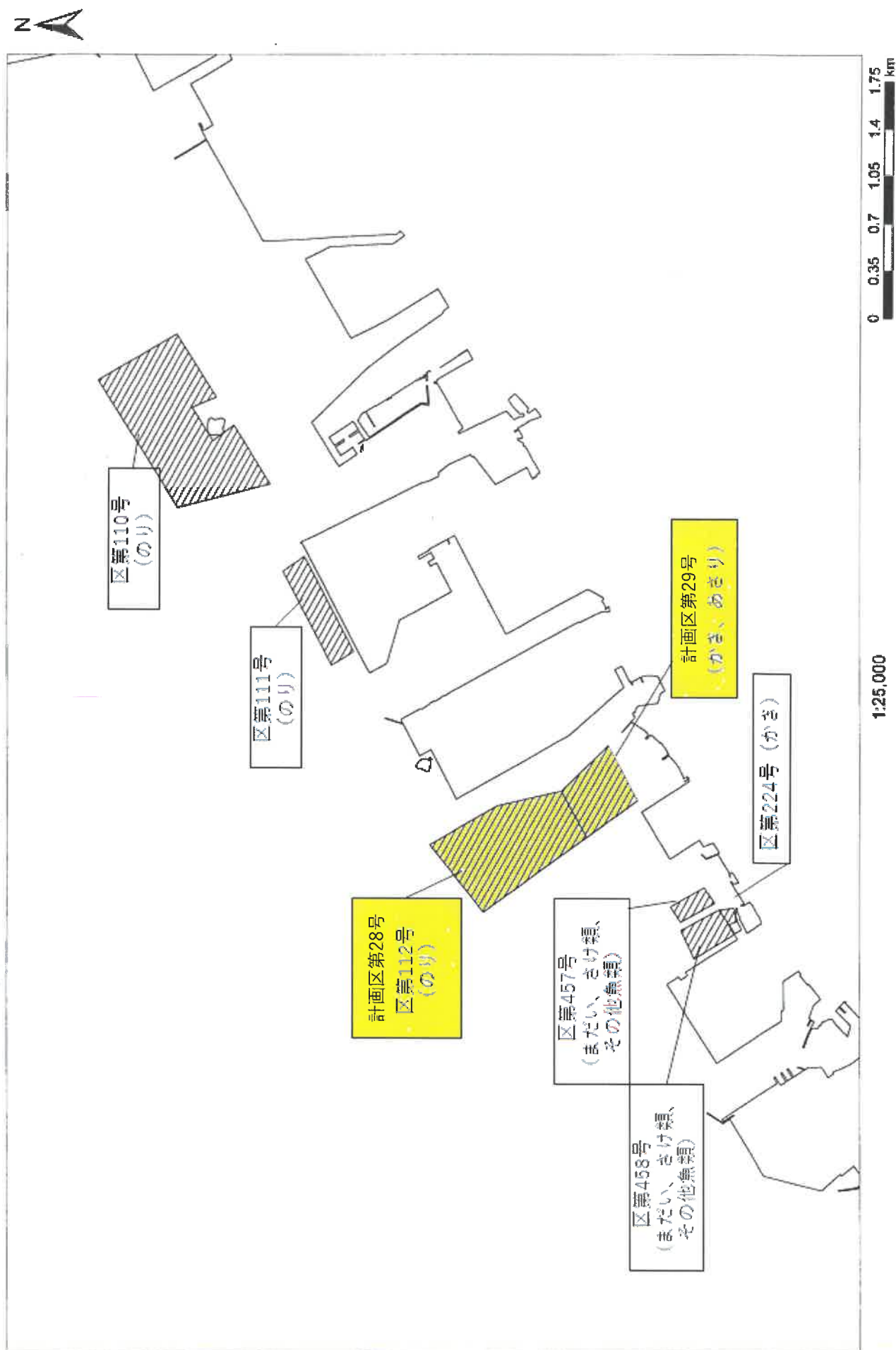
与島漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



1:20,000

0 0.25 0.5 0.75 1 1.25 km

中讃西部漁業協同組合 総合連絡図(区画漁業権)



事務手続きスケジュール

(1) 海区漁場計画の変更

【済】 R7. 8. 25 : 海区漁業調整委員会（事前協議）

【済】 R7. 8. 28～10. 22 : 利害関係人の意見聴取（県 HP で公表、資料の閲覧）

関係機関への協議・調整

【済】 R7. 10. 30 : 意見聴取・検討結果の公表（県 HP）

R7. 11 月下旬 : 海区漁業調整委員会（諮問）

R7. 12 月中旬 : 公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

公示（県 HP※）、通知

※免許予定日（R8. 4. 1）、

免許申請期間の設定（R8. 2 月中に 1 か月程度を予定）

(2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

R8. 2 月中 : 免許申請、漁業権行使規則の認可申請

R8. 3 月中旬 : 海区漁業調整委員会へ漁業の免許について諮問

⇒ 知事へ答申

R8. 4. 1 : 免許状交付・行使規則認可、公示（県 HP）、通知



7 水産第 181868 号
令和 7 年 11 月 12 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北 尾 登 史 郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり香川県において資源管理を行うための方針を変更したいので、法第 14 条第 10 項で準用する同条第 4 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

香川県資源管理方針（令和2年12月1日制定 令和7年3月18日一部改正）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

変更前	変更後
香川県資源管理方針 第1～8（略） （別紙1－1）～（別紙1－5）（略） （別紙1－6） 第1（略） 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 香川県かたぐちいわし漁業 (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項 ①、②（略） ③ 漁獲可能期間 周年（1月1日から12月31日まで） (2)（略） 第3～5（略） （別紙2－1）～（別紙2－12）（略）	香川県資源管理方針 第1～8（略） （別紙1－1）～（別紙1－5）（略） （別紙1－6） 第1（略） 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 香川県かたぐちいわし漁業 (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項 ①、②（略） ③ 漁獲可能期間 <u>4月1日から翌年3月末日まで</u> (2)（略） 第3～5（略） （別紙2－1）～（別紙2－12）（略）

香川県資源管理方針（改正案）

令和2年12月1日制定
令和2年12月23日改正
令和3年6月18日改正
令和5年11月6日改正
令和6年12月24日改正
令和7年3月18日改正
令和7年 月 日改正

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 資源管理の意義・背景

香川県の漁業は、県民をはじめとする我が国の消費者に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、本県の漁業生産量は、長期的に減少傾向にあり、消費者に対する水産物の安定的な供給を維持するためには、地域の実態に即して適切に資源管理の取組を推進する必要がある。

本県における資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限並びに漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体であった。しかし、平成以降の漁具の大型化、省力化等の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加している状況を踏まえると、船舶の隻数、トン数等の制限を基本とした管理では水産資源の持続的な利用の確保が難しい状況となっている。

このような中、平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、漁獲量そのものの制限を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後、都道府県知事は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき国が定めた資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）に即して、第14条第1項の規定に基づき都道府県が資源管理を行うための方針（以下「都道府県資源管理方針」という。）を作成し、本県における地域の実態に即した資源管理に関する基本的な考え方や方向性を定める必要がある。

このため、本県において持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、本県における都道府県資源管理方針（以下「香川県資源管理方針」という。）を定め、適切な資源管理を推進するものとする。

2 漁業等の状況

本県は瀬戸内海の東部に位置し、東から播磨灘、備讃瀬戸及び燧灘の3つの海域に面している。本県の海域には、多くの島々が存在し、岩礁や砂浜など多様性に富んだ本県の海岸線の長さは島嶼部を含めて総延長約700kmに達する。また、起伏の多い海底地形及び複

雑な潮流により、生息する魚介藻類は多種多様で豊富であり、温暖な瀬戸内海気候とあいまって恵まれた漁業環境にある。

このため、古くから多様な種類の漁業が営まれ、現在は、小型機船底びき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、込網漁業、船びき網漁業等の漁船漁業が主要な漁業として営まれている一方、昭和初期に全国に先駆けて始まった魚類養殖に加え、のり、かき等の養殖など、進取の気性に富んだ漁業者の創意と工夫の積み重ねにより今日の姿となっている。

このような実態のある本県では、多種多様な魚介類を様々な漁法により漁獲していることから、サワラ及びカタクチイワシの広域魚種を除き、従来から漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）による管理を実施しており、公的な規制と併せて、休漁、漁具の規制等による自主的な取組を行っているところである。

他方、本県における漁獲量は、平成 27 年以降、増加傾向にあるものの、昭和 50 年頃の漁獲量の水準を踏まえると、長期的には減少傾向にある。また、マアジ、マダイ及びサワラにおいては、漁獲量が大きく減少していないものの、多くの水産資源の漁獲量が近年減少傾向にあり、魚類全体の漁獲量についても減少傾向にある。また、魚類を除く甲殻類、貝類等の漁獲量については、全体的に近年減少傾向にある。

本県が属する瀬戸内海は、恵まれた漁業環境であるものの、本県の漁獲量は長期的に減少しており、現状の漁業種類ごとの管理を踏まえた持続的な利用を確保するための適切な資源管理の実施が急務となっている。

3 本県の責務

本県は、法第 6 条の規定に基づき、国とともに、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有する。このため、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うとともに、必要な情報を提供するものとする。また、同条第 3 項の規定に基づき、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、以下の事項により構成するものとし、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量（資源管理基本方針第 5 の 3 の規定に基づき「現行水準」として、目安の数量が配分された場合にあっては、その数量）の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績

を基礎とし、当該特定水産資源を対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うよう、努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲可能量の管理の手法は、法第8条第3項の規定に基づき漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分（漁獲努力量の総量を管理する区分を除く。）については、同条第4項の規定に基づき漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

また、同条第5項の規定に基づき、水産資源の特性等を勘案して上記の管理を行うことが適当でないと認められる場合は、当該管理に代えて、当該管理区分に係る漁獲努力可能量（当該管理区分に係る漁獲可能量の数量の水産資源を採捕するために通常必要と認められる漁獲努力量をいう。）を超えないように、当該管理区分において水産資源を採捕するために漁ろうを行う者による漁獲努力量の総量の管理を行うものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオによ

り導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度向上において重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要であることを踏まえ、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定に基づく漁獲量の報告のほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（第 90 条第 1 項）が適切に行われるよう指導するものとする。

(2) 上記の報告により収集した情報については、資源管理及び資源評価に必要とする場合に限り、農林水産大臣又は国立研究開発法人研究・教育機構へ適切に報告するとともに、地域の実態に即した適切な資源管理に向けて活用することとする。

(3) また、(1)の報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を推進するとともに、データを集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解及び協力を得た上で、着実に実行するものとする。

3 種苗放流等の取組

資源管理は、水産資源の保存及び管理を適切に行う都道府県の責務を鑑みて、必要に応じて、種苗生産、種苗放流及び種苗育成管理と組み合わせて行うものとする。

4 遊漁者に対する指導

大臣及び知事は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

5 その他

知事は、法第31条の規定に基づき採捕の数量の公表した場合、速やかに第32条第2項に基づく早期是正措置を関係漁業者等に指導又は勧告するものとする。

第7 香川県方針の検討・変更

法第14条第8項の規定に基づき、香川県資源管理方針を見直すことを基本として、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ(大型魚)」から「別紙1-6 かたくちいわし瀬戸内海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源についての資源管理の方向性は「別紙2-1 ひらめ瀬戸内海系群」から「別紙2-12 さより香川県海域」までにそれぞれ定めるものとする。

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ大型魚漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和 2 年農水令 48 号。以下「許可省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ大型魚を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から翌年の 3 月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 都道府県知事が漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 257 号。以下この別紙 1 において「法」という。）

第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えおそれなくなったときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下この別紙 1 において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県くろまぐろ大型魚漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ小型魚漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ小型魚を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年の3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県くろまぐろ小型魚漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まあじ漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県まあじ漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 に定める知事管理区分「香川県まあじ漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である 4,710 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まいわし漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県まいわし漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 に定める知事管理区分「香川県まいわし漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である 4,710 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1)で定める香川県まさば及びごまさば漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 に定める知事管理区分「香川県まさば及びごまさば漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である 4,710 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

第1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県かたくちいわし漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県かたくちいわし漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において適用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

- 1 -

改 正 後	改 正 前
（別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。 1・2 （略） 3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①・② （略） ③ 漁獲割当て割合の有効期間 三管理年度の期間 ④ 漁獲割当て割合の設定基準 ア （略） イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当て割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当て割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（年次漁獲割当て量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当て割合を設定するものとする。	（別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。 1・2 （略） 3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①・② （略） ③ 漁獲割当て割合の有効期間 二管理年度の期間 ④ 漁獲割当て割合の設定基準 ア （略） イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当て割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当て割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。ただし、当該期間に令和3管理年度が含まれる場合は、当該管理年度の期間を除く2年間とする。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当て量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当て割合を設定するものとする。

- 2 -

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの数量を、管理年度の前々管理年度から3管理年度の間の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて第5の1及び2の大臣管理区分に比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 2・3 (略) 第7・第8 (略)	第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の1の大臣管理区分に配分する。 2・3 (略) 第7・第8 (略)
(別紙2-49かたくちいわし瀬戸内海系群) 第1 (略) 第2 管理年度 4月1日から翌年3月末日まで(ステップ1) 第3～第8 (略)	(別紙2-49かたくちいわし瀬戸内海系群) 第1 (略) 第2 管理年度 1月1日から同年12月末日まで(ステップ1) 第3～第8 (略)
(別紙2-51 ぶり) 第1・第2 (略) 第3 資源管理の目標 1・2 (略) 3 暫定目標管理基準値 179千トン(目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量) 4 禁漁水準値 9千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量) 第4 漁獲シナリオ 1 暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ (削る)	(別紙2-51 ぶり) 第1・第2 (略) 第3 資源管理の目標 1・2 (略) (新設) 3 禁漁水準値 9千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量) 第4 漁獲シナリオ 1 暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ (1) 179千トン(目標管理基準値等の算定に用いられている再生産

- 17 -

令和6年度(2024年度)の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度(2035年度)に、少なくとも50パーセントの確率で、第4の1(1)暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 2・3 (略) 第5～第9 (略) (別紙4-1 まいわし対馬暖流系群) 第1・第2 (略) 第3 資源再建計画において講ずる措置 別紙2-7に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙2-7の第4の3に従って漁獲可能量を定めることとする。 (削る) (削る) (削る) 第4・第5 (略)	関係において加入量が最大となる親魚量)を暫定目標管理基準値とする。 (2) 令和6年度(2024年度)の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度(2035年度)に、少なくとも50パーセントの確率で、第4の1(1)暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 2・3 (略) 第5～第9 (略) (別紙4-1 まいわし対馬暖流系群) 第1・第2 (略) 第3 資源再建計画において講ずる措置 別紙2-7に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。 ① 別紙2-7の第4に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。 ② 別紙2-7の第5に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。 この措置により、親魚量は令和13年(2031年)に50パーセント以上の確率で目標管理基準値を上回ることから、当該措置は法第12条第2項の資源再建計画の策定目標に合致している。 第4・第5 (略)
---	--

- 18 -



7 水産第 181852 号
令和 7 年 11 月 12 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北 尾 登 史 郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する知事
管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじ、
まいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり
定めたいので、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
くろまぐろ（小型魚）	香川県くろまぐろ小型魚漁業	1.0 トン	令和7年4月1日～翌年3月31日
くろまぐろ（大型魚）	香川県くろまぐろ大型魚漁業	2.0 トン	令和7年4月1日～翌年3月31日
※かたぐちいわし瀬戸内海系群	香川県かたぐちいわし漁業	48,000 トンの内数	令和7年4月1日～翌年3月31日
※まあじ	香川県まあじ漁業	現行水準	令和8年1月1日～12月31日
※まいわし太平洋系群	香川県まいわし漁業	現行水準	令和8年1月1日～12月31日
まさば及びごまさば太平洋系群	香川県まさば及びごまさば漁業	現行水準	令和7年7月1日～翌年6月30日
ぶり	香川県ぶり漁業	101,000 トンの内数	令和7年4月1日～翌年3月31日

※今回諮問

写

7 水管第 1960 号
令和 7 年 11 月 7 日

香川県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.06%	100 トン未満
まいわし太平洋系群	現行水準	0.00%	10 トン未満
まいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし対馬暖流系群			
うるめいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし太平洋系群			
まだい日本海西部・東シナ海系群			

都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和 7 管理年度における都道府
県別漁獲可能量の変更の通知

令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、下記の表のとおり
変更したので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項において準用
する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和 7 管理年度における特定水産資源の都道府県別漁獲可能量の変更

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量	
	（変更前）	（変更後）
かたくちいわし瀬戸内 海系群	48,000 トンの内数	令和 7 管理年度①（令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで） 48,000 トンの内数
		令和 7 管理年度②（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで） 48,000 トンの内数

別記

大阪府知事
兵庫県知事
和歌山県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
福岡県知事
大分県知事

全国海区漁業調整委員会連合会における国への要望事項について（報告）

【取りまとめスケジュール】

1 各ブロック協議会

提案項目素案について、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

- ・東日本ブロック協議会（三重県）令和7年10月20日、21日
- ・日本海ブロック協議会（島根県）令和7年10月23日、24日
- ・西日本ブロック協議会（高知県）令和7年11月6日、7日
- ・九州ブロック協議会（大分県）令和7年10月30日、31日

2 全国海区漁業調整委員会連合会 会長・副会長会 令和7年12月18日

提案項目について、各ブロックからの意見を踏まえて検討する。

3 全国海区漁業調整委員会連合会 事務局幹事会 令和8年2月

令和8年度提案書（案）を策定し、理事会へ提出する。

4 全国海区漁業調整委員会連合会 理事会 令和8年3月

令和8年度提案書（案）を審議し、令和8年度通常総会に議案として提出する。

5 全国海区漁業調整委員会連合会 総会 令和8年5月

提案書案を議案として上程する。

6 全国海区漁業調整委員会連合会 提案行動 令和8年7月

令和8年度通常総会で議決された提案書を、各省庁に対し提案行動を実施する。

【令和8年度要望】

継続要望

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

また、事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し各事務局に配布すること。

継続要望

Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。

2 「密漁もの」の流通防止

①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。

②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。

④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の運用により、国主導による流通の透明化を推進すること。

継続要望

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

これまでの資源管理の取組が定着し資源の回復が見られている中、漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加し、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかいない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

ア 日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 等国際会議で、引き続き議論をリードし、国際的なルールに則った漁獲枠拡大に取り組むこと。

イ 資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の更なる増枠を実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

ア 沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲

管理の難易度等に配慮し、負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。

また、配分方法について協議するための検討会を設け、協議の場に各都道府県の沿岸漁業の代表者が参加できるようにすること。

ウ 定置網の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ 枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や都道府県の漁獲枠を裁量で管理できるよう検討すること。また、管理年度当初に盛漁期となる地域があることから、留保枠からの上乗せ配分については、当初枠に反映させるなど、可能な限り早期の配分を実施すること。

国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけでなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないように管理期間の見直しも検討すること。

③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すとともに、資源の回復による漁獲枠の増大に見合った新規承認を実現し、これを維持すること。

イ 大臣届出漁業である「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

2 定置網等における管理手法の確立及び支援措置

①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

ア 定置網等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者が過大な機性を強いられることにならないよう慎重に対応すること。

イ 大中小型まき網漁業

産卵量を安定して確保するために、大中小型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

ウ 大臣許可漁業

資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。

大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

②混獲回避及び適切な数量管理

ア 混獲回避及び再放流技術開発

定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

イ いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。

ウ 適切な数量管理

数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。

③混獲回避、減収に対する支援制度

ア クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

イ 混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

ウ 漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。

エ 迅速な支払い

上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策

産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。	カ いか釣り漁具被害対策 クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。
④漁獲状況を把握するシステム構築 漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。	3 遊漁者等の操業自粛措置 ア 周知指導 広域漁業調整委員会指示に基づき遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。 イ 採捕報告 遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。 ウ 遊漁制度 クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

継続要望	V 漁業法改正後の制度運用について 改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必須となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。 また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められています。 つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化
-------------	--

①事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

②申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和8年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

2 新たな資源管理措置等

①自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。

また、ロードマップ等に表示されているスケジュールにこだわらず、漁獲量に加え、遊漁による採捕量を把握した上で、より精度の高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られない魚種や、数量管理が困難又は適さないと思われる魚種については、数量管理を行わないなど、ステークホルダー会議で丁寧な説明、議論を尽くし、地域の実情に見合った内容で進めること。従来より関係都道府県の連携によって資源管理に取り組んでいる資源については、引き続き国が資源管理体制を維持すること。

②TAC対象魚種追加の慎重な議論

TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。

また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。

③漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講ずること。

※データアップデート期間中に丁寧に議論し、

④地域産業の成長対策の具体化	漁獲量の規制は漁業機会の減少に伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。
⑤正確な漁獲量を把握する仕組み	TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水場→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。
⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発	定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚子魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

継続要望	
VII 海洋性レジャーとの調整等について	海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。 プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長 3m 未満、出力 1.5kW 未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。 一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところ です。 つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。
1 遊漁と漁業の調整	

①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施や小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。

②スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、各地域のルール順守や安全教育、資源管理意識の醸成などの指導・普及啓発を強化すること。

③遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。

④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。

都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化

すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

②利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

3 ミニボート等による危険行為の防止

①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等（SUPを含む）を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

海難事故に伴うボートの漂流などがあつた場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力的に推進すること。

日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

令和7.11.17 その他
香川海区漁業調整委員会

(水産庁資料より抜粋)

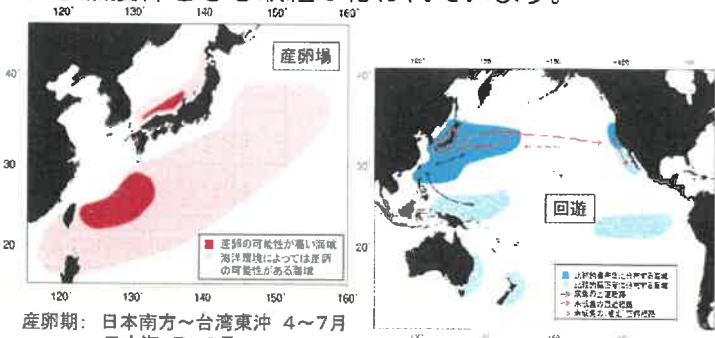
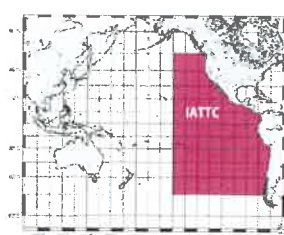
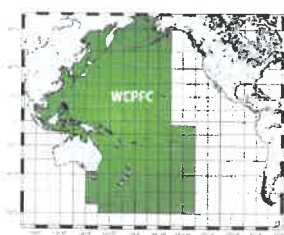
くろまぐろ遊漁に関する 届出制の導入について

令和7年10月
水産庁

くろまぐろの資源管理について

- くろまぐろは、太平洋の西側はWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）、東側はIATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）と2つの国際機関がそれぞれ資源管理措置を導入し、日本、韓国、台湾、米国、メキシコ等の関係国・地域の協力の下で管理が行われている。
- WCPFCにおいては、2015年以降、漁獲上限が設けられ、現在、これに沿って国内管理（漁業法に基づくTAC管理）を実施している。
- 国際的に厳しい資源管理が求められているくろまぐろについては、漁業は許可等により採捕出来る者を限定して管理を実施している。
- 国際約束を遵守し、将来にわたってくろまぐろ資源を利用していくためには、遊漁についても適切な管理を進める必要があることから、令和3年6月以降、広域漁業調整委員会指示により、資源回復のためにはできるだけ漁獲を控える必要のある小型魚の採捕を禁止するとともに、大型魚の採捕については、報告義務を課すとともに、採捕数量が期間別に定めた上限を超えるおそれがある場合には採捕を禁止する等の規制を実施している。

※ 日本各地では、漁業においても放流等により漁獲枠を守る取組が行われています。



産卵期：日本南方～台湾東沖 4～7月
日本海 7～8月
資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（2016年）

水産基本計画（令和4年3月閣議決定）

これまで遊漁における資源管理は、漁業者が行う資源管理に歩調を合わせて実施するよう求められてきたが、水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、今後、資源管理の高度化に際しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していく。

遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められ、令和3年6月から、小型魚の採捕制限、大型魚の報告義務付けを試行的取組として開始したクロマグロについては、その運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理に段階的に移行する。

資源管理の推進のための新たなロードマップ（令和6年3月）

令和2～5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
旧ロードマップ(フェーズ1)			新ロードマップ(フェーズ2)						
遊漁の管理の推進	クロマグロ	クロマグロについて、広域漁業調整委員会指示による管理を実施		● 令和3年度から実施している現行措置を強化（報告期限の短縮等）		● 管理の高度化を推進（届出制の導入等の検討）		● 管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進	現と資源に ある漁業の 管理の実 に応じ遊漁
	クロマグロ以外			● 漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いのについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進					

○水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会（令和6年9月24日）における意見

- 全体像の把握ができず、全国組織も存在していないクロマグロ遊漁に漁業と同様の管理区分を設けることはいかがか。
- 将来、遊漁にも管理区分が設定され、枠が配分される可能性があるということが、今後予定されているクロマグロ遊漁管理の高度化に遊漁者が参加するインセンティブとなることを期待する。

くろまぐろ遊漁専門部会の設置について

- くろまぐろ遊漁の管理手法に関する共通の事項について、調査審議するため、令和6年12月にくろまぐろ遊漁専門部会（太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議）を各広域漁業調整委員会の下に設置。
- 部会において、令和7年度におけるくろまぐろ遊漁の管理措置を検討するとともに、くろまぐろ遊漁の全体像が把握できるよう、届出制の具体的な内容についても議論。

氏名	現職
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会 委員
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会 副会長
田中 栄次	東京海洋大学 名誉教授
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長
柏瀬 巖	公益財団法人 日本釣振興会 常任理事
菅原 美德	一般社団法人 全日本釣り団体協議会 副会長
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	特定非営利活動法人 ジャパンゲームフィッシュ協会 評議員

※令和7年9月30日時点

釣り（遊漁）に関する規制（ルール）

- 令和3年度から遊漁による採捕に関する規制を導入。
- 令和7年度の採捕（釣り）に関する規制（ルール）は以下のとおり。
 - （1）小型魚（30kg未満）の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
 - （2）大型魚（30kg以上）の保持は1人毎月1尾まで。それ以上採捕した場合は直ちに放流。
 - （3）大型魚（30kg以上）を採捕した場合は、陸揚げした日から1日（翌日）以内に水産庁へ以下の情報を報告。
 - ・採捕者情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類（運転免許証等の提出）
 - ・採捕したクロマグロ情報：尾数、重量、計量方法、尾さ長（及び写真添付）、陸揚げ日・場所
採捕海域、遊漁船の船名・登録都道府県・番号（遊漁船以外を利用した場合は船舶番号又は船舶検査済票の番号）
 - （4）資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて採捕を禁止（※）。

※ 採捕禁止の運用について

 - ・年間の採捕数量を60トン程度とし、これを毎月5トン（9月から3トン）で均等配分し、各月の採捕上限として設定。
 - ・各月において報告される採捕数量の積み上がり状況を見て、毎月の採捕上限を超えるおそれがある場合、広域漁業調整委員会が公示した日から当該月の末日までの期間を採捕禁止。
 - （5）委員会指示の有効期間：2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）



【目的】

くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため

New !

令和8年4月1日から 届出制の導入

- 届出の種類は3つ。
 - ① 釣り人（遊漁者）
 - ② 遊漁船業者
 - ③ プレジャーボート等の遊漁船以外の船舶を運航する人

釣り人（遊漁者）の届出事項について①

（※ 小型魚は周年採捕禁止）

対象者

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、くろまぐろ（大型魚）釣りをするすべての遊漁者

届出期間

令和8年1月1日（木）から、最初にくろまぐろを採捕しようとする日の1営業日前まで
（一回届出を行えば、委員会指示期間中に何度も届出をする必要はありません）
（例）5月6日（水・祝）にくろまぐろ釣りに行く予定 → 5月1日（金）までに届出
5月20日（水）にくろまぐろ釣りに行く予定 → 5月19日（火）までに届出

届出方法

インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等

届出内容

【必須項目】

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス

【任意項目】

○ 利用する予定の船舶に関する情報

- ・遊漁船を利用する場合 → 遊漁船登録都道府県、遊漁船登録番号、船名
- ・遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用する場合 → 船舶番号又は船舶検査済票の番号、船名
- ・カヤック、スタンドアップパドルボート（SUP）等を利用する場合

○ 入出港する予定の場所

- ・都道府県名、漁港又は港湾の名称等

○ 予定しているくろまぐろの採捕（釣り）の方法

- ・ルアー釣り、餌釣り、その他方法（具体的に記載）から選択

※ 任意項目は、釣行がすでに決定している場合はできる限り入力してください。

届出した内容に変更が生じた場合

速やかに変更届出をしてください。

（例）引っ越しにより住所が変更になった、など

届出をせずにくろまぐろ釣りをした場合

- 届出を行っていない方は、くろまぐろを採捕することはできません。
くろまぐろを意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流してください。
- 届出をせずにくろまぐろを採捕したことが確認された場合は、農林水産大臣から広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令(裏付命令)が発出されます。当該命令に従わない場合は、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。

注意事項

- 届出は釣りをしようとする海域ごとに行う必要があります。海域は右の図を参照してください。
- 遊漁船以外の船舶（プレジャーボート等）を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶を運航する者」としての届出の両方が必要です。
- 遊漁船業者は、遊漁者に対し、届出を含むくろまぐろ遊漁に関する規制について周知する義務があります。
遊漁船を利用する場合は、遊漁船業者又は遊漁船業務主任者から届出を含むくろまぐろ遊漁に関する規制について説明を受けてください（遊漁船業法第12条、第13条及び第16条）。



届出制の概要

届出対象	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 全ての遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場へ赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶（プレジャーボート等）運航者
届出内容	【必須項目】 ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス 【任意項目】 ○ 利用する予定の船舶に関する情報 （遊漁船を利用する場合） ・ 遊漁船登録都道府県 ・ 遊漁船登録番号 ・ 船名 （遊漁船以外の船舶を利用する場合） ・ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・ 船名 （カヤック、SUP等を利用する場合） ○ 入出港する予定の場所 ・ 都道府県名 ・ 漁港又は港湾の名称 ○ 予定しているくろまぐろの釣りの方法 ・ ルアー釣り ・ 餌釣り ・ その他方法（具体的に記載）	○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所	○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出期間	令和8年1月1日（木）から最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで		
届出単位	・ 採捕しようとする海域ごと	・ 案内しようとする海域ごと ・ 案内しようとする船舶ごと	・ 案内し又は赴こうとする海域ごと ・ 案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出方法	インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等		
届出をしなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を発出		
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要		

届出制導入までのスケジュール

日 程	
10月16日（木）	届出制導入に向けた説明会（1回目）
10月21日（火）	届出制導入に向けた説明会（2回目）
10月31日（金）	届出制導入に向けた説明会（3回目）
11月～12月	太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海広域漁業調整委員会
11月6日（木）	届出制導入に向けた説明会（4回目）
令和8年	11月17日、27日：遊漁船業者に向けた説明会
1月1日（木）	届出受付期間 開始
...	...
3月20日（金）	遊漁船業者 と 遊漁船以外の船舶運航者 の届出受付期間終了
...	...
4月1日（水）	届出制の開始

※ 遊漁者 の届出期限については、釣りに行こうとする日の1営業日前まで

よくあるご質問

Q1.なぜ届出制を導入するのですか。

A. くろまぐろ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、くろまぐろ遊漁専門部会における議論を経て、令和8年度から届出制を導入することとされました。

Q2.届出を行う方法について教えてください。

A. 水産庁HP「クロマグロ遊漁の部屋」に掲載されているシステムから届出を行うことができます。その他、メール等でも届出可能です。

Q3.届出をした証拠が手元に残りますか？

A. 届出を受理した後、速やかに届出番号を交付します。

届出番号は、令和8年4月1日以降、くろまぐろ（大型魚）の採捕報告を行う際に必要になりますので、当該番号を忘れないよう記録するなどしてください。

また、届出をしたという証拠になりますので、くろまぐろ遊漁を行う際や、遊漁者を漁場に案内する際には、届出番号をいつでも提示できるようにしてください。

Q4.所有する船を自分で操縦して、自分でくろまぐろを釣りに行く場合には、どのような届出をすればいいですか。

A. 「遊漁者」としての届出と、「遊漁船以外の船舶運航者」としての届出が必要になります。以下のとおり、それぞれ届出期間が異なりますので、届出漏れのないようご注意ください。

【遊漁者の届出期間】

釣りに行く日の1営業日前まで

【遊漁船以外の船舶運航者の届出期間】

令和8年1月1日から3月20日まで

Q5.変更届出はいつまでに出す必要がありますか。

A. 届出した事項に変更が生じた場合、速やかに届け出を行ってください。

Q6.届出はいつまで有効ですか。

A. 令和9年3月31日まで有効です。
令和9年4月以降にくろまぐろ遊漁を行う場合の届出は別途行う必要があります(予定)。

○ 遊漁によるくろまぐろ（大型魚）の規制に関すること



○ 届出制の詳細な内容に関すること

○ 届出を行うためのシステムに関すること



○ くろまぐろ（大型魚）を採捕した場合の報告に関すること



問い合わせ先

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室

電話：03-3502-7768 FAX：03-3595-7332

Webページ

